

甲斐市議会決算審査特別委員会会議録

1. 開催日時 平成25年9月27日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（20名）

委員長	有泉庸一郎君	副委員長	山本英俊君
	八代静枝君		小澤重則君
	藤田悟君		松井豊君
	清水正二君		斉藤芳夫君
	米山昇君		山本今朝雄君
	坂本一之君		長谷部集君
	三浦進吾君		猪股尚彦君
	名取國士君		小浦宗光君
	河野勝彦君		池神哲子君
	保坂芳子君		樋泉明広君

欠席委員（なし）

傍聴議員（2名）

議長	藤原正夫君		内藤久歳君
----	-------	--	-------

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	小田切正男君	総務部長	長田修君
市民部長	土肥冷子君	生活環境部長	花形保彦君
福祉健康部長	笹本嘉朝君	建設産業部長	米山徳彦君
上下水道部長	市川孝嗣君	会計管理者	鈴木澄雄君
教育部長	金丸博君	企画財政課長	坂本太久己君
税務課長	斉藤積君	収納課長	小田切聡君
学校教育課長	飯室崇君	敷島・双葉 学校給食 センター所長	小松重貴君

生涯学習文化課	藤本 さゆり 君	スポーツ振興課	望月 映樹 君
図書館長	湯本 和仁 君	指導監	輿石 信 君
しきしま幼稚園長	吉岡 真理子 君	財政係長	戸澤 文香 君
市民税係長	山田 久美 君	資産税係長	宮本 裕 君
管理係長	飯沼 秀司 君	徴収係長	二宮 千栄 君
学事係長	有泉 正恵 君	保険給食係長	斉藤 一也 君
教育指導係長	小山田 拓也 君	生涯学習係長	樋口 充 君
文化財係長	大 畠 正之 君	スポーツ推進係	山岡 広司 君
施設管理係長	箭本 太 君	総務係長	坂本 和代 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中村 宗和	書 記	小澤 明
書 記	石原 大助	書 記	松井 恵美

開会 午前 9時23分

○委員長（有泉庸一郎君） ただいまの出席委員は20名です。定足数に達しておりますので、これより決算審査特別委員会を開会します。

○委員長（有泉庸一郎君） 本日の会議を開きます。

本日は一般会計歳出及び歳入の決算審査を行います。限られた時間内の審査ですので、委員各位のご協力をお願いいたします。

審査に当たり、質疑は一問一答で簡潔にお願いします。また、当局側の答弁も簡潔に説明していただきたいと思います。それから、委員の皆さん、当局の皆様もですが、意見を言うときはよく人の話をしっかり聞いて発言していただきたいと思います。皆さんのご協力をお願いいたします。

それでは、審査に入ります。

認定第1号 平成24年度甲斐市一般会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

前日に引き続き教育部所管の第10款教育費について順次審査を行います。

説明、答弁については簡潔にお願いいたします。

初めに、学校教育課の所管事業のうち第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費について説明を求めます。

飯室学校教育課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） ご苦労さまでございます。学校教育課が所管する業務は小学校16校と給食センター2カ所、自校方式の調理場、それから幼稚園の事業費になりますので、よろしく願いをいたします。

決算参考資料の9ページ並びに決算書は116ページ、117ページになりますので、よろしく願いいたします。

それでは、1項教育総務費、2目事務局費から説明をさせていただきます。

003市単独学校教育支援員等配置事業でございますが、支出済額が1億650万2,402円で、市内小・中学校16校に配置しております臨時職員34名の人件費でございます。内訳はスクー

ルサポートカウンセラーが3名、市単教員が1名、学校教育支援員が30名でございます。

次に、011学校庶務費でございます。支出済額が4,088万3,559円でございます。市内16校の学校運営に関する共通の事業費でございます。財源内訳のその他財源は、関東全国大会派遣事業の分配金でございます。そのほか保険料等の還付金が含まれております。

事業の概要ですが、就学時・定期健診関係は、小・中学校へ進入学、新1年生になるお子さんの健診関係の費用と教職員の健康管理に関する経費でございます。

次に、給食費徴収関係でございますが、児童・生徒、教職員の給食費等の口座振替の手数料でございます。

次に、学校生活指導者関係は、指導監、指導主事の研修参加への旅費並びに負担金等でございます。

次に、中学校自学講座関係ですが、市内4つの公民館を会場にいたしまして、中学生の学習をサポートする自学講座を5月から2月までの土曜日の午後実施しております。このチューターとして参加していただいております大学生への報酬等の経費でございます。

次に、小・中学校への補助金ですが、校外活動等補助金、PTA親子安全委員会掛金、芸術鑑賞教室並びに体育大会等への出場に関しましての補助を行っている経費でございます。

次に、学校関係の保険料は、校外学習等に参加する児童・生徒、職員、外部講師等の保険の掛金でございます。

次に、学校関係の負担金ですが、これは法令外負担金等になっております。

次に、創甲斐教育推進事業は、学級づくり推進事業や言語活動を充実させる事業推進事業など10事業を実施いたしました。それにかかわります講師謝礼や消耗品等の経費でございます。

次に、その他庶務関係等ですが、小・中学校の市の事務消耗品並びに市内小・中学校16校のAEDのリース料等の経費でございます。

次に、012外国籍児童支援事業ですが、外国籍の児童・生徒や保護者が甲斐市へ転入なされた場合に入学手続や学校の説明をするための通訳が必要な場合、支援をする事業費でございますが、24年度は執行がございませんでした。

次に、1項教育総務費、3目外国人講師招致事業費になりますが、決算書は118ページ、119ページになります。

小・中学校に配置しております英語指導助手の経費でございます。002外国人講師嘱託、臨時職員費、支出済額が1,230万6,159円は、嘱託のALT3名の報酬、共済費でございます。

次に、010外国人講師招致事業、支出済額が2,820万4,000円でございますが、委託をしているALT8名分の費用と嘱託職員のうち1名がアパートを借りておりまして、その家賃補助を出しているところでございます。

以上が事務局費と外国人講師招致事業の関係でございます。

続きまして、資料の10ページをお願いいたします。

2項小学校費、2目教育振興費になりますが、決算書は同じく118ページ、119ページの一番下の段になります。

001から011の各小学校費、支出済額1億3,493万3,189円でございますが、財源の内訳の国県支出金は要保護等児童援助費補助金でございます。また、県の支出金としまして、被災児童の就学支援事業費補助金がございます。

事業の概要は、各小学校教育振興費として、市内11校の学校の教師用の教科書や指導書、並びに消耗品、備品購入費等の経費でございます。

次に、各小学校、就学援助奨励費は、生活が困窮している世帯に対しまして、学用品、校外活動費、給食費等を援助する経費でございます。対象の内訳は記載のとおりで、合計いたしますと448名という数字になります。

次に、各小学校コンピュータ管理費でございますが、小学校11校のパソコン教室に設置してありますパソコンの保守委託料、リース料、消耗品等でございます。

続きまして、2項小学校費、3目学校保健費、001小学校保健衛生費でございますが、支出済額2,322万7,676円ですが、小学校11校の医師の年間報酬、健診の委託料、災害共済掛金負担金等の経費でございます。

11ページを続けてごらんください。

2項小学校費、4目峡中地区ことばの教室設置費ですが、決算書は120ページ、121ページの下段になります。支出済額は225万8,717円であります。財源内訳のその他はことばの教室共同設置費負担金で、峡中地区の市町からの負担金、本市を含めまして南アルプス市、中央市、昭和町からの負担金でございます。ことばの教室は竜王南小学校に設置してございまして、言葉に障害を持つ児童等に指導を行っており、その教室の需用費や光熱水費、教材用の図書等の購入費等になっております。

同じく11ページでございますが、3項中学校費、2目教育振興費ですが、決算書は122、123ページになります。

001から005の各中学校費ですが、支出済額が1億1,472万4,613円でございます。財源の内

訳の国県支出金は要保護等生徒援助費補助金並びに被災生徒就学支援事業費補助金でございます。

事業の概要でございますが、各中学校教育振興費は市内5校の中学校の教科用の消耗品並びに教師用の教科書、指導書、指導資料、生徒用の図書等の備品購入費の経費でございます。

次の就学援助奨励費は、生活が困窮している世帯に対しまして学用品、校外活動費、給食費等を援助する経費で、合計いたしますと299名の方に援助をしたところでございます。

次に、各中学校コンピュータ管理費でございますが、各中学校のパソコン教室のパソコンの保守委託料、リース料、消耗品等の経費でございます。

12ページをお願いいたします。決算書は124ページ、125ページになります。

3項中学校費、3目学校保健費、001中学校保健衛生費でございます。支出済額が1,097万3,124円ですが、中学校5校の保健衛生に関する経費でございまして、学校医の年間報酬並びに健診委託料、災害共済給付掛金負担金等の経費でございます。

以上、事務局費から中学校費までをご説明させていただきました。よろしくをお願いいたします。

○委員長（有泉庸一郎君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。所管は昨日に引き続き総務教育常任委員会になります。

質疑ございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 9ページのALTの委託8人とあります。委託先はどこでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 民間の会社になりますが、ボーダーリンクとユニタスという会社になります。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですか。

名取委員。

○委員（名取國士君） ちょっとお聞きしたいんですけども、9ページの011の一番下で16校にAEDのリース代とあるんですけども、これ16校で何台入っている。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 各学校に1台ずつの設置になっております。

○委員長（有泉庸一郎君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 各学校1台と、附属と言っでは何だけれども、こういう体育館とか、ああいう武道館とかに置いてなかったのかな。そういう関係は全然ない。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 各学校に1台ということですので、学校の全部の中で1台というふうな形です。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 名取委員。

○委員（名取國土君） わかりました。その上のほう、中学校自学講座関係で、大学生を雇ってやっているのは大変いいことだと思うんですけども、これは大学生は講師は何人。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 昨年度は62名の方に来ていただいております。

○委員長（有泉庸一郎君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 時間給で払っている、謝礼として。そうでなくて本当に気持ちということで払っているんですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 学生さんはボランティアで来ていただきまして、実際的には交通費ということで1回1,000円というような形をお願いをしているところでございます。

○委員（名取國土君） わかりました。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですか。

名取委員。

○委員（名取國土君） 10ページのほうへ行きまして、001就学奨励金の件だけれども、今ここを見れば全部で448名とあるのですけれども、この2段の準要保護児童と402名とあるんだけれども、結構多いなとびっくりしたんですけれども、これは完全にもう奨励金出さなければならぬ方なんですか。そこのところどうですかね。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 準要保護児童の関係でございますけれども、支給要綱がございまして、例えば具体的に申し上げますと非課税世帯でありますとか、児童扶養手当を受給している世帯でありますとか、そういった世帯の要件がございまして、それを申請を上げていただくたびに教育委員会の定例会で審査をして認定をして支給をするというふうな形にな

っております。人数的にはほぼ昨年度と横ばいという、24年度、23年度とほぼ横ばいというふうな形で急増したり急減したりということはございません。

○委員長（有泉庸一郎君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 児童手当も今出ていることだし、そういうものは全然関係ないんですかね。生活費へみんなあれしているんですかね。そういう話はしなかった、児童に対して。児童手当みんな出ているでしょう。そういうものは全然関係なく、もう払えないということで認定しているということか。そののところどうですかね。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 委員さんおっしゃっているのは多分子ども手当が児童手当になってという形だと思えますけれども、それはお子さんを持っている家庭に全て交付されているわけございまして、それはこの就学援助の関係については加味はしないという形になっておりますので、あくまでも非課税世帯あるいは児童扶養手当、母子家庭とか、そういう家庭に交付をしているという形になります。

○委員（名取國土君） わかりました。いいです。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですか。

○委員（名取國土君） はい。

○委員長（有泉庸一郎君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 今の名取委員の取り上げた就学援助奨励費をもらっている児童ですが、計算すればわかりますが、児童・生徒の何%くらいになるか、もしわかれば教えてください。もしあれならいいです、後で。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 小・中学校合わせて747名でございますので、市内の小・中学生が6,300人ほどおりますので、大体十一、二%というふうな数字になるかと思えます。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） すみません、名取議員の関連になると思うんですけれども、援助奨励費、この小・中学校にありますよね。ここで言っている要保護と準要保護の基準の違いはどのようなものなのか。そして、先ほど課長が説明していただいたのが非課税世帯においてはこれは受けられるということで、これはあくまでも母子家庭が全部受けられるんじゃないくて、非課税世帯という解釈でいいのか、その辺はいかがですかね。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 要保護児童と準要保護児童の違いでございますが、要保護児童というのは生活保護を認定されて受給している世帯にいる小・中学生でございます。あと準要保護につきましては、先ほどご説明しましたように、要保護に準ずるといふふうな形になりますので、まずその世帯全員の方が非課税というのがどうか。あるいは母子家庭とかで児童扶養手当を受給しているかどうかというふうなことを勘案しまして認定をして支給しているというふうな形になります。

○委員長（有泉庸一郎君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） じゃ、すみません、今課長の答弁いただいた一番最後の件なんですけれども、要は母子家庭でも所得があつて課税される場合は、この援助奨励費は受けられないということで解釈はいいですね。

じゃ、委員長、すみません、続いてですけれども、奨励費についてはたしか修学旅行の費用も面倒見るといふか、それを変な解釈をして、保護者がその金をこっちへ戻せとか、そういうトラブルが昔あったことを聞いているのですけれども、今保護者との問題はその辺はいいかがですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 今は特別問題はございませんが、中にはこの援助金につきましては、例えば今修学旅行というお話がありました、修学旅行に行つて、その修学旅行費、経費を払つた方に支給するわけでございますので、修学旅行に行かないでそのお金だけくださいと言ってもそれは交付はしないという形でございます。そこら辺は保護者の中にたまにそういったご家庭がございまして、修学旅行の費用をください。修学旅行へお宅のお子さん行つてらっしゃらないから出せませんよというふうなことはたまにあると承知しております。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 一般質問でもちょっと触れたんですが、創甲斐教育そのものについては評価できるところもあるのですが、教員の勤務時間の問題、どこで取り上げるかと思ひましたけれども、ここしかちょっと言うところがないので、この点については部長さんも答弁の中で言ったとおり、超勤4項目というのは校外実習、修学旅行、職員会議、非常災害という限定されたものなんですよね。ところが、実際には年間500から600時間の時間外があるの

ではないかと推定をされます。細かい決算の資料を出したいと思いますが、県や市の職員の時間外の例も出しましたけれども、それから比べても余りにも長いと。我々もきょうここ9時半に集まって5時まで会議やると結構くたびれますよね。教員の場合は昼休みも結局給食なんかのおつき合いもあって、なかなか休めないということも聞いています。それを7時まで仕事を続けて、場合によっては持ち帰り、土日と。相当過酷なあれなのですよね。教員のアンケートでも子供と話す時間が欲しいという人が今ちょっと計算しましたら約77%くらいいます。そういうことですから、やっぱり、

○委員長（有泉庸一郎君） 委員、給与の支出は県のあれになっている。

○委員（松井 豊君） それはわかりますけれども、ただ、

○委員長（有泉庸一郎君） 持論はわかりますけれども、簡潔によろしくお願いします。

○委員（松井 豊君） ただ実際どういう事業をやるかについては県ももちろんありますけれども、市にかかわるのもあるわけです。現に市長さんが創甲斐教育ということで取り組んでいますから、そういう中でやっぱり本当に必要なものに限定をして、ただ長時間労働がだらだらやられることのないようにぜひ検討していただきたい。

いずれにしても、土日とか持ち帰りなんていうことは本来、土日はともかく、クラブがありますから持ち帰りはあってはならないことなので、やはりその辺は文部科学省から出ている、ありますよね。

〔発言する者あり〕

○委員（松井 豊君） 学校における労働安全管理体制の整備のためにということで、教職員が教育活動に専念できる適切な職場に向けてということで文科省出しています。それに従って衛生推進者というのも各学校にいるはずですから、校長とよく相談しながらその辺もお願いをしたいと思います。

長くなりましたが、以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） いいですね。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（有泉庸一郎君） なければ所管の委員の質疑を終了します。

続いて、所管以外の委員の質疑を行います。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 就学援助奨励費について伺いますが、要保護が小学生も中学生も予算

のときよりもかなり、さっきから意見はございますが、準要保護のほうは横並びですけれども、要保護の児童というのは、これは生活保護を受ける世帯がふえたからということだと思っておりますが、金額的に3つありますよね。特別支援学級まで入れると全体的には予算よりも減ってはいるんですが、これはここ2つだけ準要保護と要保護のところだけ見るとどうですか。予算よりもふえてるんですかね。どのぐらいの金額になるのか教えてもらえますか。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 要保護世帯は今委員さんおっしゃったように、生活保護を受けている世帯というふうな形になりますので、そのご家庭につきましては修学旅行費と医療費を見るというふうな形になっております。今回うちのほうで支出しておりますのは修学旅行へ行った小学生4人と中学生3人、計7名分の修学旅行費を払っております、24万9,656円というふうな金額でございます。あと準要保護の世帯につきましては小学校が402名、中学校が273名、合わせて675名でございますけれども、学用品費あるいは医療費、学校病と呼ばれる医療費でございます。虫歯とか、そういった学校病として指定されている病気だけでございますけれども、医療費、それとあと給食費の関係を準要保護世帯には払っております、小・中学校合わせて4,592万1,000円余りというふうな金額になっておるところでございます。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そのほかに学校の教材費というのがありますよね。それはこういう要保護、準要保護にはどういうふうになるんですか。ここには入ってないんですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） それは先ほど申し上げましたように、学用品費等という中に入っております、そのお金、全部がそれで買えるわけじゃないかと思っておりますけれども、それを足しにさせていただくというふうな形でございます。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それから、特別支援学級の生徒というのがやっぱり予算のときとどういふあれかわからないんですが、かなり減っているんですよね。これは予算のときのと現実と違うというのはどういう理由なんですか。小・中学校とも同じなんで。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 特別支援学級は予算づけのときには特別支援学級へ在籍するであろう子供さんの数を拾っております。実際にはこの特別支援学級の奨励費を出しているのは申請行為でございますので、所得のある方は当然出してこないというふうな形になりますので、こういった奨励費がありますよという御案内を出して、申請行為で上げていただいた方に認定をしてこれだけ支出をしているというふうな形でございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 特別支援学級に入っているお子さんには特別な就学奨励費というのがあるというのが今までちょっと認識してなかったんですが、どのぐらいの額を、一律なんですか。入ると一律にということなんですかね。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 一律といいますか、準要保護世帯と同じような形でして、その2分の1を出しているというふうな形でございます。

○委員（保坂芳子君） 何の。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 準要保護を受けている子供さん、例えば給食費は全額出しますよとかという、そういう決めがあるんですけども、その半分、2分の1を特別支援学級の子供さんには出しているという。

○委員（保坂芳子君） わかりました。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 関連でお願いいたします。その小・中学校の就学援助奨励費ですけども、対象が448名の299ということでございますが、就学援助のその内容ですけども、どういものが就学援助の奨励の対象になっているのかお伺いしたいと思います。何種類かあると思うんですが。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 内容でございますけれども、例えば小学校の場合、中学校の場合、同じ要件でございますが、学用品費、校外活動の費用、修学旅行費、あと医療費と学校給食費というふうな項目になっております。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 例えばクラブ活動の費用とか生徒会費とかP T A会費とか、そういったものは対象にはならない。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） P T A会費等は対象になっておりません。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） それぞれじゃ、対象は今言った学用品、それから修学旅行とか医療費、給食費、一律に援助を受けるというのではなくて、それぞれの状況に応じて援助を受けるということですね。いかがですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 先ほど申しあげましたように、修学旅行とか校外活動へ実際に行っただけの費用につきまして、上限はあるわけでございますけれども、かかった費用について援助をしているという状況でございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 23年、24年度の小・中学校の就学援助の対象児童・生徒はふえていますか、減っていますか。

〔「さっき言ったじゃない」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） 言ったけれども、じゃ、もう一度、横ばい。よく委員聞いておいてくださいね、発言は。

飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 人数の推移でございますけれども、平成23年度が748名で、24年度が747名ということで、1名減というふうなことで、ほぼ横ばいという形でございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 別件です。10ページの小学校の保健衛生費ですが、先ほど学校医その他ということでございますが、この小学校の保健衛生にかかわった生徒ですね。病気、けがあるいは食中毒じゃないですが、そういったものも含まれている子供さんもいると思うんですけども、子供のそういった保健関係の病気の種類じゃないですけども、けがとかそういったもの、そのための保健衛生にかかったというふうなことはないんでしょうかね。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 保健衛生費の内訳でございますけれども、これは校医の報酬

でございます。これは学校に内科、歯科、耳鼻科、眼科というふうな校医の先生をお願いしているわけでございます。その先生方の報酬並びに災害共済掛金というふうなことで1人945円年間ですが、それを児童・生徒数の分を掛けている掛金と、あと教職員を含めた健診の費用を計上しているもので、例えば病院にかかった費用をここで出しているとかということではございません。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 1点教えてください。9ページの011ですが、この中の学校生活指導者関係という事業があります。23年度には多分なかったと思います。24年度の分を立ち上げた何か理由とかありましたら教えてください。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 名前が変わったというふうな形でございまして、内容的には先ほどもご説明しましたとおり、指導監とか指導主事が研修に行ったりしたときの旅費とか負担金等をここで支出をしているというふうな形でございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 前にもあったけれども、表現が違ったということですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

保坂委員

○委員（保坂芳子君） 1点だけすみません。先ほどちょっと聞き忘れたんですが、修学旅行のかかった費用が出るとおっしゃいましたけれども、例えば小遣いというのがありますよね。小遣いはあれはどういうふうになるんですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 修学旅行費、各小学校とか中学校、多分修学旅行へ行くための積み立てをして、修学旅行に行くときにそれを支出して、行って帰ってきて精算をして幾らかかったかというふうな形になるわけでございますけれども、そのかかった金額、上限ございますけれども、その部分を支払いするというので、小遣いの部分までは支出はございません。

○委員長（有泉庸一郎君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） すみません、10ページ、001の各小学校費の中で、小学校の振興費と

ということで市内11校とございますけれども、この11校に振興費支払うのは何か規約等はあるんですか。ちょっと内容を教えていただきたいと思っておりますけれども。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 特別な規約というふうなものはございませんけれども、予算をつくる段階で、例えば小学校、中学校へ予算要求を上げてくださいますと、学校はもう何から何まで買ってこれと正直なこと言って、言ってくるわけでございますと、ある程度うちで児童・生徒1人当たり小学校とか中学校によって金額違うわけですが、大体このくらいの需用費あるいは備品購入費で積算をしてくださいますというふうなことでお願いをして、それを積み上げていって予算をつくります。それに対して執行していくというふうな形になります。その結果がこの決算額というふうな状況になっているところでございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 11校と聞くと、数字的にあれですけども、内訳をご説明いただけますか。

○委員長（有泉庸一郎君） 何の内訳ですか。

○委員（三浦進吾君） 小学校単位の金額。

〔「後でもらえばいいよ」と呼ぶ者あり〕

○委員（三浦進吾君） じゃ、それは後で。じゃ、同じように、ちょっと聞いてくれる。知らないから。11ページのやっぱり中学校で振興費、市内5校、この7,500万と。学校別の内訳を後でもいいですよ。もし今ご説明できたらお願いしたいと思います。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 小学校につきましては決算書のほうの121ページに各小学校ごとの金額が載せてあります。並びに中学校につきましては123ページの一番下の段でございますけれども、各中学校費というふうなことで記載をさせていただいております。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

○委員（三浦進吾君） わかりました。

○委員長（有泉庸一郎君） 清水委員。

○委員（清水正二君） 10ページと11ページ、ちょっと関連するんですけども、小学校のコンピュータの管理費ということで、小学校のほうはちょうどリース料が端数がなくて2,520万ということで、昨年度より小・中学校両方とも200万ちょっとというぐらいに上がっているんですけども、昨年度というか23年度よりですね。23年度に9月にコンピュータ入れか

えたということですが、これリース料ぴったりというような形というのはあり得るんですか。ほかのところに結構細かい数字があるんですけども。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 今、委員さんおっしゃったように、23年の9月から新しいものに入れかえて5年間のリースを組んでいるわけでございます。そのとき小学校は小学校、中学校は中学校で入札をしたものですから、小学校と中学校の金額は違うわけですが、入札した結果、ちょうどぴったりの金額でリースを結ばせていただいているというふうな状況でございます。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですか。

清水委員。

○委員（清水正二君） 23年度よりもそれだけ金額がリース料ふえているということは、何かシステム上グレードアップしたとかバージョンアップしたとかというそういうふうな問題なんですか、このリース料上がったのは。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 機器のリース料でございますので、機器の性能が上がったとか、中に入っているソフトも若干は前のものよりはバージョンアップしているというふうな状況でございます。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですか。

藤田委員。

○委員（藤田 悟君） 1点だけ教えてください。9ページの一番下のALTのところなんですけど、ちょっとお聞きしたこともあるんですけど、幼児教育は日本人がやっていて、学校教育はALTだということがあって、でも、最近には幼児教育もちょっとALTも入り始めています。現実には幼児教育こそALTが大事だという指摘もあるんですけど、今後の推移についてちょっとお聞きします、1点だけ。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 今委員さんおっしゃるとおり、昨年度までは幼児教育は日本人の方がやっていたんですけども、今年度からここにありますALTが各公立の保育園、幼稚園にも行っております。また、土曜日の午後、ふれあい英語教室ということで小さい小学校1年生から4年生までを相手にした英語ふれあい教室というふうなものもこのALTを活用して生の英語を勉強してもらおうということで展開を。だから、24年度と25年度ちょ

っと形態が変わっております。

○委員長（有泉庸一郎君） 藤田委員。

○委員（藤田 悟君） じゃ、これを広げていくというかALTが幼児教育へもっと広がっていくという方向でよろしいですね。確認のため。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） そうですね。今現在採用しているALTを活用していくというふうなことを将来的にも考えていくわけですが、また例えば今いるALTだけで足りなければ新たに採用するとか増員するとかというふうなことも今後の課題として考えていかなければならいかなと思っております。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（有泉庸一郎君） なければ質疑を終了します。

次に、第4項学校給食費及び第5項幼稚園費について説明を求めます。

飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） それでは、続きまして、資料の12ページをお願いいたします。

4項学校給食費、1目給食センター費になりますが、決算書は124ページ、125ページになります。

敷島給食センターは小・中4校、双葉給食センターが小・中3校の給食を提供しております。

財源内訳のその他につきましては、小・中学校の児童・生徒からいただいている給食費でございます。

まず、001の給食センター関係職員費は、支出済額が2,530万3,451円ですが、両センターの正規職員4名分の人件費でございます。

次に、002給食センター関係嘱託臨時職員費でございます。支出済額が5,273万838円につきましては、両センターの臨時職員28名分の賃金でございます。

次に、003給食センター運営費、支出済額2億2,389万2,862円は、両センターの賄い材料費とその他の管理費でございます。

次に、13ページをごらんください。決算書は126ページ、127ページの上段になります。

4項学校給食費、2目学校給食費、001学校給食費、支出済額が2億203万7,585円ですが、

財源内訳のその他につきましては小・中学生からもらっている給食費と廃油の引き渡し料になります。

事業の概要は、主に竜王地区の小・中学校9校の自校方式の運営経費でございまして、賄い材料費とその他給食運営費でございます。

次に、5項幼稚園費、1目幼稚園費についてでございますが、資料の13ページの中段になります。決算書は同じく126、127ページでございます。

財源の内訳の国県支出金につきましては幼稚園就園奨励費補助金と、その他の項につきましては敷島幼稚園の授業料と、その幼稚園のバスの使用料でございます。

まず、001の幼稚園関係職員費でございますが、支出済額4,058万7,568円ですが、敷島幼稚園職員6名分の人件費でございます。

次に、003幼稚園等助成事業でございますが、支出済額76万6,935円ですが、市内の5つあります私立の幼稚園に対して運営費補助と災害共済掛金の補助金を出しているところでございます。

次に、004幼稚園維持運営費、支出済額464万9,993円ですが、これは敷島幼稚園の運営費でございまして、事務消耗品や光熱水費、備品購入等でございます。

005幼稚園就園奨励費、支出済額4,278万6,180円ですが、市内へ在住している園児で私立の幼稚園に入園している場合、保護者の経済的負担を軽減するために交付している補助金でございます。

続きまして、13ページが一番下段になりますが、決算書は128、129ページの上段になります。

5項幼稚園費、2目幼稚園保健費、支出済額が45万8,967円でございますが、敷島幼稚園の保健費でございまして、園児等の健康診断並びに医師の報酬及び災害共済給付掛金の支出でございます。

以上が学校給食費と幼稚園費でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（有泉庸一郎君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

所管の委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 幼稚園費でお伺いいたします。敷島幼稚園ですけれども、この先閉園

されるということで、平成27年かな、現行児童は何クラスあって何人の園児を預かっているか、その辺。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 敷島幼稚園、今年度は63名の子供さんをお預かりしております。年少、年中、年長各1クラスずつでございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） すみません、ことし63人というのは年少、年中、年長まじえてですか。全体で今何人いるのかな。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） その3クラス合わせて63という形でございます。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

ほかに。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 幼稚園の就園奨励費の関係を聞きますが、これ延べで何人の方に助成されたでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 就園奨励費602名に支出をしているところでございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 24年度は602人で、これは今の24年度の状況では国の基準の何%の率で助成したでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 国の基準の70%でございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） ちなみに今年度は引き上げたでしょうかね。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 国の基準は毎年少しずつ上がるものでございますので、うちのほうが規則をそのままにしておきますと70%と言っているのが目減りしてしまうわけでございますので、今年度につきましても国の基準が上がりましたので、その70%に引き上げをしたところでございます。

○委員（米山 昇君） わかりました。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですか。

○委員（米山 昇君） はい。

○委員長（有泉庸一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（有泉庸一郎君） なければ、所管の委員の質疑を終了します。

続いて、所管以外の。

坂本委員。

○委員（坂本一之君） 給食のことでお聞きしますけれども、決算のことで直接は関係ありませんけれども、来年度の予算に反映させたいと思うのでお聞きしますけれども、この給食の量とか味とか質についてアンケートとかを保護者また生徒にとったことはございますか。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 具体的なアンケートというのは個々の児童・生徒にとったということはない状況でございますが、ふだんから当然先ほどもお話が出ましたが、小学校にしても中学校にしても、給食も1つの食育でございますので、その給食の時間、先生方は職員室で食べるというのではなくて、同じホームルームで食べるわけでございますので、子供たちからいろいろな話は聞いたりして、あるいはまた各栄養士にいろいろお話をさせていただいているということで、そういった要望等は受け入れをしているというふうな状況でございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 坂本委員。

○委員（坂本一之君） というのをなぜ聞くかということ、この前代表質問、一般質問でエアコンのことがかなり出ましたよね。トップ、それから当局はエアコンを入れないということで丈夫な体をつくるのがエアコンを入れないからそのためだということに考えますと、我慢するだけでは丈夫な体はできませんよね。そうすると、給食に重みを置いて、少しでもおいしい給食を、よそよりもおいしい給食を出して、これだけ甲斐市は栄養面でフォローをしているということをやっぱり保護者とか市民にもアピールしないと、エアコンをただ入れないと、我慢しろだけではだめだと思いますので、その辺を十分加味して、材料費は給食費で賄っていると言いますよね。ということは市のほうから材料に関しては若干補助はしている形になるかと思うんですけれども、その辺をたとえエアコンの少し微々たるものでもいいですから、年々材料費のほうも市が補助していくような形で、これだけ栄養あるものを食べさせているので、我慢できる、そして創甲斐教育にもふさわしい子供ができるということをしていった

ほうが私はいいと考えますけれども、その辺はどうですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 委員さん、おっしゃる意味、よくわかりますので、今後そういったこともご意見いただいたということで加味する中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（有泉庸一郎君） 坂本委員。

○委員（坂本一之君） これは来年度の予算に反映することなので、また12月一般質問等で行いたいと思いますけれども、それは十分考えていかないと、これで議会も終わってエアコンがだめになったということになれば、かなり反感等も出てくるかと思っておりますので、その辺をやっつけていかなければならないと思っておりますので、また一緒に考えていただきたいと思っております。お願いいたします。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしくお願ひします。

ほかにございませんか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 同じく学校給食ですけれども、特に給食の安全対策について私も触れたことがあるんですけども、この食材は地元あるいはいろいろ検査をクリアした材料が使われているということをたしか答弁で聞いたことがあるんですが、安全対策ということで食材はどういうふうなところから仕入れをしているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 食材につきましては、福島原発の関係がありまして、いろいろ放射能の関係とか心配されているところがございますが、市場に出回っているものにつきましては、そういった検査をクリアしているというふうなことでございますので、なるべく米なんかは全て地元産のものを使わせていただいているというふうなことで、地産地消というふうな意味の中から選定を栄養士がして、納入をしているというふうな状況でございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この前、ちょっとアレルギーの問題について触れたんですけども、このアレルギー対策についてはどんなふうに行われているんですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） アレルギーに対しましては、今結構学校の中にアレルギーを

持っているお子さんというのがふえてまいりまして、昨年でしたか、給食で食べたものでぐあいが悪くなってしまって、前にも一般質問等でいただいているわけでございますけれども、アレルギーを持っているお子さんといえますか、全部の児童・生徒にお宅のお子さんはアレルギーがありますかというふうな調査をしております。もしありますよというふうなことであれば、その調査票に具体的に書いていただいて、それを持って学校の担任並びに栄養職員とか、そういった養護教諭も含めた中で、このお子さんはこういったものが食べられないというふうなことがあれば、事前に献立表も大ざっぱなものではなくて、細かいものをどういう材料を使っているかというふうなものをそのご家庭に差し上げまして、この日はこれは食べられないからかわりのものを持ってくるとかというふうなことをしている状況でございます。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） すみません、まずちょっと幼稚園費から聞きたいんですが、傾向として例えば予算のときから見ますと、幼稚園のその他の例えば幼稚園関係職員費の収入の財源の中のその他の部分も減っていると。事業量が減っているのかな。その関係で一般財源から補填したりとかありますが、この602人というのは最初聞いたとき、もうちょっと、63名ですか。これ当初から見ると、やっぱり廃園の方向に行っているのだからしょうがないんですけども、ただ、63人の方をお預かりをしているので、やっぱりきちっと減ったにしても、ちゃんと見てもらいたいなと思うのですが、ただ、臨職の方も1名予定していたけれども、入れてないですよ、決算では。だから、減っているんだなと思うんですが、その辺のところは。

それから、そのほかにも助成事業の奨励費ですか、この補助金なんかも何か減っているような感じがするんです。全体として幼稚園児というのが減っているんでしょうかね。その辺のところわかりますか。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 敷島幼稚園は27年度末をもって閉園というふうなことが決まっております。ただ、閉園するからといって全部それを臨時職員で賄えばいいやという問題ではないと思いますので、正規の職員の方に行ってやっていただいているというところがございます。

また、幼稚園の就園奨励費につきましては、予算のときにはどのくらいの方が申請が上が

ってくるかというのが見込めないものでございまして、今までの一番多かったときの数字を計上させていただいて、それは確定した段階で補正予算で減額をさせていただいているというふうな形でございまして、この就園奨励費につきましてもその年によって経済状態がかなり落ち込めば、これをもらう方が多くなるんでしょうけれども、そんなに前後はしないというふうに考えている。その年々によって若干違いますけれども、推移しているというふうな状況でございます。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それから、給食についてなんですが、先ほどアレルギーの話が出ましたが、私も何回か質問しているんですが、ぜひ特に自校方式でやっているところは可能なので、ひどいお子さんがいるときは除去食というのをやらないとおっしゃっていますけれども、もう一回検討してほしいなと思いますが、いかがでしょう。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 除去食をつくる場合、実際に現状つくっている調理場とは全く違う場所で、それこそ流し台から全ての設備を設置しなければならない。当然のその器具、器材につきましても全く違うものをしなければならないというふうなことで、そういった設備的な面あるいは人件費的な面を見て、今まで難しいというふうなご答弁をさせていただいておりますが、それを早急にこうなさいということはちょっと今の段階では難しいかなというふうに考えております。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） わかりました。ちょっとでも、ただいろいろ配慮をしていただくということはお願いしたいと思います。

もう一つ、これは予算で聞いたんですが、災害時に調理場が使えるというのが敷島の給食センターだけだったというふうに聞いたような記憶があるのですが、やはりそういったところもほかの自校方式のところも使えないと決めてしまっているようですが、そういった検討、それから、双葉の給食センター、使えるようにとかということは少しは検討はしていただいたんでしょうかね。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） 災害時、災害はいつやってくるかわからないわけですが、そういう場合、給食室だけじゃなくて、例えば学校の教室とか、そういう

たものについても開放するとかしないとかという問題も出てくると思いますので、また、それは災害、教育総務課なんかとも相談をする中で今後どうしていくかということはまた考えていきたいなというふうに思っております。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 救援物資が潤沢にあって、そういう給食室を使わなくて済むという状況があれば構わないんですけども、もし給食室が使えない。でも、つくらなければならないといったときに、どこもないという困るので、使えないと言っているところはぜひそういうことも、もしものときはどこを使うかみたいところはやっぱり考えておいていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

ほかになれば、これで質疑を終了します。

これで学校教育課の所管事業のうち、第1項教育総務費から第5項幼稚園費についての審査を終了します。

ここで暫時休憩し、職員を入れかえを行います。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時38分

○委員長（有泉庸一郎君） それでは、会議を再開します。

繰り返し申し上げますが、説明、答弁については簡潔にお願いいたします。

次に、生涯学習文化課及び図書館より第6項社会教育費について一括で説明を求めます。

藤本生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） それでは、お疲れさまです。説明をさせていただきます。

平成24年度の生涯学習文化課の決算についてお願いいたします。

決算書は128ページから133ページになります。決算参考資料は、教育部の14ページからとなります。お願いいたします。

それでは、6項社会教育費の1目社会教育総務費を事業別に説明させていただきます。

001社会教育関係職員費5,824万9,580円。内容につきましては、生涯学習文化課の職員7

人の給料、職員手当、共済費でございます。

続きまして、010社会教育総務費1,491万9,461円。内容につきましては、社会教育委員15人、青少年育成推進委員111人の報酬になります。社会事業関連費40万8,961円は旅費、事務消耗品等になります。

次に、負担金24万500円。これにつきましては県及び峡中地区カウンセラー会等への負担金と第53回関東甲信越静公民館研究大会参加負担金、長野県で8名でございました。第54回全国社会教育研究大会山梨大会がありましたので、参加費15人分負担金でございます。

次に、市補助金1,268万2,000円ですが、甲斐市文化協会補助金209万円。文化協会については、専門部33部、会員数が約900人となっております。

次に、青少年育成甲斐市民会議144万3,000円。竜王地区地区民会議348万円、敷島地区の地区民会議256万8,000円、双葉地区地区民会議206万3,000円の3地区民会議への補助金でございます。国民文化祭実行委員会へ90万円、社会教育団体等活動助成金13万8,000円。これにつきましては、甲斐和太鼓衆信玄太鼓の全国大会石川県出場に対してのものです。

続きまして、011の生涯学習推進事業277万4,215円。事業内容につきましては、講座開催講師謝礼83万3,000円であります。パソコン教室については、6講座での延べ416名の参加がありました。青少年教育事業は、市内8小・中学校で保護者を交えての講演会を行い、延べ1,809人が、また市内各児童館では座禅や茶道、リズムダンスなど17回開催し、延べ844人の参加がありました。成人式開催事業93万5,623円については、24年度は605人の参加がありました。成人式の参加対象者からの割合は72.9%となっております。

次に、パソコン等リース料ですが、パソコンの借り上げとインターネット接続料で14万1,299円となっております。

子ども情報誌発行事業18万6,900円ですが、夏休み、冬休み前にイベントなどのお知らせを保育園、幼稚園、小・中学校に配布いたします。9,300枚となっております。他人の子を褒めて叱る運動経費として7万7,160円。これについてはポスター300枚、チラシ1万枚、ティッシュ4,000個を啓蒙品として配布いたしました。あと生涯学習推進事業関連経費60万233円は書道半紙などの消耗品等となっております。

合計で社会教育総務費の支出済額は、予算に対して97.4%に当たる7,594万3,256円となっております。

続きまして、2目公民館費。

決算書は128ページから131ページ、参考資料は15ページ、16ページをお願いいたします。

001公民館関係職員費1,877万4,898円。内容については、公民館職員2人、7月までは3人おりました。給料、職員手当、共済費でございます。

002公民館関係嘱託、臨時職員費2,151万7,296円。内容については、嘱託職員の館長、竜王北部、敷島、双葉の公民館になります。3人。社会教育指導員5人、青少年育成カウンセラー3人の計11人分でございます。

010公民館庶務費539万573円。事業内容につきましては、公民館運営審議会委員15人の報酬、週15時間30分勤務の館長5人の報酬354万750円。公民館事業関連経費9万9,823円は、事務消耗品等であります。

研修負担金5万円は、第54回全国社会教育研究大会山梨大会参加費負担金でございます。

次に、市補助金170万円は、竜王北部公民館利用者団体協議会、竜王中部コミュニティ委員会、竜王南部公民館活動推進協議会、敷島公民館、双葉公民館、吉沢地域ふれあい館、睦沢地域ふれあい館、清川地域ふれあい館の各公民館祭りの実行委員会への補助でございます。なお、25年度につきましては、竜王北部、竜王中部、竜王南部公民館の協議会等につきましても公民館祭りの補助金とかえさせていただいております。

続きまして、011竜王北部公民館管理運営費740万1,805円。財源内訳につきましては、公民館使用料207万6,835円を充てております。事業内容ですが、ふれあい講座講師謝礼60万円。講座につきましては、17講座開催し、延べ人数が1,236人で、平均90%の出席率で、うち子どもふれあい講座は9講座を行い、308名、95.5%の出席率でございました。また公民館合同で2講座も開催しており、延べ576人の参加がございました。公民館管理経費257万6,939円は主に光熱水費でございます。公民館管理委託経費356万571円は清掃維持管理費等でございます。照明設備追加工事29万2,425円はホール、舞台奥の看板側の証明になります。備品として37万1,870円はポスター用の掲示板、案内板、会議用椅子34脚を購入いたしました。

続きまして、012竜王中部公民館管理運営費648万4,076円。財源内訳につきましては、公民館の使用料となっております。中部公民館については、公民館使用料が132万8,136円と公衆電話料1,160円を充てております。事業内容につきましては、ふれあい講座講師謝礼と公民館管理運営費等であります。講座につきましては、13講座開催し、延べ人数1,256人、87%の出席率で、うち子どもふれあい講座は2講座で、延べ151人、85%の出席率となっております。公民館管理経費191万8,276円は主に光熱水費でございます。公民館管理委託経費284万9,360円は清掃、警備、維持管理費でございます。工事につきましては陶芸教室に火災報知機の設置が5万6,700円、講堂西側の雨水排水補修工事に53万5,500円でございます。ま

た、備品購入費52万4,240円は会議室用のテーブル6台と椅子20脚でございます。

参考資料の16ページになります。

竜王南部公民館管理運営費5,503万1,528円。財源につきましては、耐震補強工事に対し国県支出金の社会資本整備総合交付金11万3,375円、その他財源は公民館使用料76万2,460円と公衆電話使用料410円。南部公民館改修工事の際の電気、水道使用料が4万6,363円でございます。事業内容については、ふれあい講座講師謝礼60万円であり、講座につきましては15講座、延べ1,190人、87.6%の出席率でございます。うち子どもふれあい講座が5講座、232人、96.6%の出席率となっております。公民館管理委託経費158万4,858円は主に光熱水費でございます。公民館管理委託経費262万8,240円は清掃、警備、維持管理費等でございます。耐震補強及び大規模改修工事管理委託等に200万4,450円、公民館駐車場用地の借り上げ料121万5,200円で、南部公民館入り口の土地1,736平米を借りております。耐震補強及び大規模改修工事4,693万6,050円になります。備品6万2,730円は掃除機と炊飯器を各1台購入しております。

続きまして、014敷島公民館管理運営費として74万5,264円、財源に公民館使用料74万5,264円を充てております。事業内容については、ふれあい講座講師謝礼60万円で、講座につきましては14講座、延べ1,283人、出席率が94.3%でございます。うち子どもふれあい講座は5講座で、308人、出席率が80.3%となっております。また、公民館管理費14万5,264円であります。敷島公民館につきましては、ほかの公民館より決算額が低くなっておりますが、敷島総合文化会館との複合施設となっております。公民館部分は3階のみとなっておりますので、光熱水費や維持管理費の経費は3目の文化会館費に入っております。

続きまして、015地域ふれあい館管理運営費455万2,622円。財源につきましては、公民館使用料1万5,695円を充てております。事業内容につきましては、吉沢、睦沢、清川の3館のふれあい講座講師謝礼、3館の管理経費等でございます。講座につきましては、3館で34講座、延べ830人の参加がありました。備品購入として14万5,000円は清川地域ふれあい館のファンヒーター2台でございます。

続きまして、016双葉公民館管理運営費3,234万7,471円。財源は、公民館使用料90万299円と双葉公民館改修工事時の電気、水道料2,857円を充てております。事業内容については、ふれあい講座講師謝礼60万円で、講座については15講座、延べ957人、出席率が84.7%でございます。うち子どもふれあい講座が6講座で193人、86.2%の出席となっております。公民館管理経費363万5,433円は光熱水費を含む管理経費でございます。公民館管理委託経費

348万8,941円は清掃、警備等維持管理費等になっております。改修工事管理委託料100万2,750円、改修工事2,138万6,400円。双葉支所で使用していた事務室を会議室等に改修いたしました。備品223万3,947円は新しい会議室のテーブル30台、椅子54脚、ホワイトボード2台を購入いたしております。

合計で公民館費の支出済額は96.2%に当たる1億5,224万5,533円となっております。

続きまして、3目文化会館費、決算書の130ページから131ページ、決算参考資料は17ページになります。

001敷島総合文化会館管理運営費2,670万2,907円。その他財源は会館使用料263万6,723円を充てております。事業内容については、総合文化会館管理経費1,187万5,647円は光熱水費等を含む管理経費でございます。総合文化会館管理委託経費1,210万8,230円、清掃、警備、維持管理費等になっております。次に、敷島総合文化会館車寄せ屋根改修工事に180万6,000円。備品ですが、91万3,030円、ホールの音響機器、台車、ホワイトボード、スクリーンを購入いたしました。

続きまして、002双葉ふれあい文化館管理運営費4,833万7,120円、その他財源の927万9,120円は双葉ふれあい文化館電気使用料の実費でございます。ふれあい文化館指定管理委託料は平成20年度より指定管理となっております、協定に基づく委託料3,817万6,000円でございます。次に、ふれあい文化館外壁修繕工事88万2,000円でございます。

合計で文化会館費の支出済額は98.4%に当たる7,504万27円となっております。

続きまして、4目文化財保護費。決算書については130から133ページ、決算参考資料は18ページになります。

001歴史民俗資料館等文化財施設管理運営費124万2,327円。事業内容については、資料館の資料整備作業員賃金11万3,750円、施設管理運営経費39万3,577円は資料館整理室の管理経費等となっております。備品購入費73万5,000円は双葉庁舎の2階の収蔵庫に9連の収納棚を設置いたしました。

続きまして、002文化財保護事業費167万5,363円。財源に山梨県文化財保護条例による事務委託金120万2,000円が含まれております。事業内容については、文化財保護審議委員5人、講座講師4人等が報酬・報償に8万1,250円。文化財事務等経費に27万5,263円は主に事務消耗品、通信運搬費等であります。指定文化財維持管理委託費16万4,850円。主に史跡等周辺の除草、清掃でございます。次に、指定文化財説明板設置工事費90万3,000円については5カ所、上福沢の道祖神場、長塚の本行寺にあります木造11面観音坐像、滝坂の往生塚、慈照

寺にあります梵鐘、信玄堤境内にあります用水の隧道開削碑に設置いたしました。これについては年次計画を立てる中で毎年数カ所実施しております。次に、指定文化財補助金、その前に訂正をお願いしたいと思います。ここに5件とありますが、7件の間違いでございました。申しわけございません。訂正をお願いいたします。25万1,000円の内訳、下福沢の道祖神、大久保神楽、金山神社祭りの市の指定無形文化財の伝承と慈照寺と光照寺の防災設備点検、保存維持管理費補助金として寶珠寺柵の害虫駆除と峰観音堂の屋根の補修の合計7件でございます。

続きまして、003文化財調査事業費2,279万8,430円。財源内訳については、埋蔵文化財調査事業補助金、国から250万円、県から112万5,000円、国県支出金の合計362万5,000円になります。その他の財源は文化財調査受託事業収入として、田富敷島線道路改良工事に伴う金の尾遺跡九次調査として969万円、埋蔵文化財調査負担金民間開発1件分で127万8,000円、合計で1,096万8,000円でございます。事業内容については、文化財調査員1人の報酬・共済費として314万6,759万円でございます。文化財調査作業員の賃金が23人分、1,159万9,250円。次に、文化財調査等事務経費92万1,115円でございますが、調査に伴う消耗品、木製収納箱、報告書の印刷製本費になります。調査測量委託料174万3,000円は遺跡調査の測量委託でございます。それから、文化財調査重機・車両借り上げが538万8,306円でございます。

合計で文化財保護費の支出済額は94.9%に当たる2,571万6,120円となっております。

最後になりますが、双葉ふれあい文化館の指定管理につきまして、別冊の資料、平成24年度決算参考資料、指定管理者導入施設の実績についての21ページ、22ページになります。お願いいたします。

1番、所在地が甲斐市下今井230番地、2の指定管理者名については、公益財団法人山梨文化学習協会でございます。4番の指定期間については、平成20年度から22年度の3年間。また、23年度から27年度の5年間を更新しているところであります。8の利用状況については、24年度について前年度に比べ利用件数、利用者数と減になっておりますが、これについてはホール使用の減が主な原因となっております。今後企画事業について精査して利用増に努めるよう指導していきたいと考えております。9の自主企画事業の開催状況ですが、芸術文化鑑賞事業創作事業で15人事業を開催し、5,933人が入場をされております

決算状況については、次の22ページになります。

収入の部については、収入済額、指定管理料、利用料金、会場使用料等事業収入の入場料等、収入済額の合計が5,279万5,450円になります。

支出の部については、支出済額、大きく分けて4つの項目になります。人件費、設備管理費、需用費等文化事業費、実際に事業にかかわる経費等になります。その他の経費、公課費、消費税で、支出済額の合計が5,272万6,306円になり、差し引き残高が一番下の数字になりますが、6万9,144円の黒字となっております。

以上で、生涯学習文化課の決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（有泉庸一郎君） 湯本館長。

○図書館長（湯本和仁君） それでは、引き続きまして、図書館費についてご説明いたします。

決算書は132ページから133ページになります。決算参考資料は23ページ、24ページになります。

決算参考資料の23ページをお願いします。

001図書館関係職員費は、3館の一般職員10人分の人件費です。

002図書館関係嘱託、臨時職員費は、3館の臨時職員9人分の人件費です。

010図書館庶務費は、図書館協議会委員報酬、パート職員の賃金、図書館協議会委員研修旅費、また3館共通の印刷製本費、法令外負担金などの経費です。

011図書館施設管理事業は、竜王図書館の光熱水費、清掃委託料、施設維持管理委託料、修繕費として竜王図書館防犯カメラの2台増設、屋根防水塗装修繕、敷島図書館の畳張りかえ等の修繕、双葉図書館の屋根の修繕であります。財源内訳のその他財源は、図書館部室使用料と図書館資料のコピー手数料を充当しております。

012図書館資料購入事業は、一般児童用図書、視聴覚資料の購入費や雑誌、新聞購入費、新刊図書データ作成委託料などで、3館の資料購入費が主なもので、財源内訳のその他財源は、山梨県市町村振興協会市町村交付金です。

013図書館事業は、3館のイベント事業の講師謝礼、ブックスタート事業の絵本代、上映会のソフト借り上げ料等でございます。

014図書館業務電算事業は、図書館システムの維持に係る消耗品、保守管理委託料、システムリース料の経費です。

016、020、030の図書館運営費は、各図書館の消耗品、印刷製本費、郵送料等です。財源内訳のその他財源は、各館の図書館利用者カード再交付手数料を充当しております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（有泉庸一郎君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

まず、所管の委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） すみません、ページ数で15、16になりますけれども、公民館費についてお伺いします。

竜王北部公民館と敷島公民館、双葉公民館については駐車場の心配はないという解釈なんですけれども、竜王中部公民館については駐車場は間に合っているのかどうか、その辺からお伺いいたします。

○委員長（有泉庸一郎君） 課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 現段階では混雑して困るとか、そういう話は聞いておりませんので、間に合っていると感じております。

○委員長（有泉庸一郎君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） じゃ、すみません、竜王南部の公民館の件でお伺いしますけれども、ここに駐車場用地借り上げとありますね。この借り上げ、契約はどのぐらいになっていますかね。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋口係長。

○生涯学習係長（樋口 充君） 借り上げにつきましては3年契約で更新しております。ことしにつきましては平成23年度から25年度の3年契約をさせていただいております。平米数につきましては1,736平米を借り上げさせていただいております、平米単価で700円で今契約させていただいております。

○委員長（有泉庸一郎君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） これはどうして聞くかというのは、南部公民館にはグラウンドがありますよね。あそこに公民館がある以上は、グラウンドがある以上は将来駐車場は絶対的に必要なものだと思うんですよ。だから、今課長の説明があったとおり、平米数で700円を掛けて借りていくのかということなんですけれども、これは将来的にはもし地権者が譲っていただけるということがあれば、早い時点で話を進めるべきだと思いますけれども、いかがでしょうかね。

○委員長（有泉庸一郎君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 3年契約ごとにとということなんです、価格も今下が

っている状況になっておりますので、前向きに考えていきたいと思っております。

○委員長（有泉庸一郎君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 最後ですけれども、要は結構ふだん南部公民館で利用者多いんですよね。そしてグラウンドがあることでソフトボールとかサッカーの大会もあるということで、将来的に考えれば、あの駐車場がなくなるということになれば、あそこのグラウンドの使用の仕方、また公民館の利用の仕方にも支障が出てくるのではないかなと思っておりますので、ぜひともそれは計画を練って前へ進んでいただきたいと思います。よろしくお祈りいたします。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 14ページの成人式ですが、参加者が72.9%ということでしたが、近隣の市町村の参加状況などわかりましたら参考に。

○委員長（有泉庸一郎君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） すみません、今データがないのでちょっとわかりませんので、申しわけございません。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） その次の15ページですが、ふれあい講座開催講師謝礼、全部60万なんですけど、さっき聞いていると、講座の数が必ずしも同じでないように思ったんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 講座につきましては講師料が1回につき8,000円と定額で決められておりますが、その講師によっては2回で8,000円でもいいよという方がいらっしゃいますので、それによって若干回数等も変わってきております。

それから、公務員等の講師になりますと講座料が無料になりますので、その点も違ってまいります。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

名取委員。

○委員（名取國士君） 15ページの012ですか、下から2番目の陶芸教室の火災報知機設置で、

たしか5万6,000何がしと聞いたんですけれども、これ何個。

○委員長（有泉庸一郎君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 1カ所になります。

○委員長（有泉庸一郎君） 名取委員。

○委員（名取國土君） じゃ、1カ所で5万6,000円払ったということか。1カ所設置で。

○委員長（有泉庸一郎君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 窯があるところなので、高いところなので、多分その
工事費がかかっているかと思います。

○委員長（有泉庸一郎君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 窯があってその上につけるのはわかるんだけど、早く言いますよ。
5万円という金額で1カ所つけるというのはどういう

○委員長（有泉庸一郎君） 樋口係長。

○生涯学習係長（樋口 充君） 工事につきましては工作室には火災報知機を1カ所設置して
あるんですけれども、そちらの配線の関係で線のほうは中部公民館のほうまで持ってきてお
りますので、工事的に若干お金がかかっているような状況でございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 名取委員。

○委員（名取國土君） それから公民館まで引く全部費用もひっくるめてということですか。
それをやっぱり言ってくれるとわかるんですよ。わかりました。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 18ページの文化財の作業なんですけど、発掘されたものは今どこに保管
しているのか、参考に。

○委員長（有泉庸一郎君） 大寫係長。

○文化財係長（大寫正之君） 発掘調査をしてあります遺物につきましては、敷島地区にあり
ます文化財整理室、それから双葉庁舎の2階にあります収蔵庫に収蔵をされております。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 最後、図書館ですが、利用者については昨年と比較していかがでしょ
うか。

○委員長（有泉庸一郎君） 湯本館長。

○図書館長（湯本和仁君） 昨年はやはり県立図書館が休館のような状況になりまして、甲斐市立図書館も若干多かったですけれども、やはり今年度8月の状態を見ますと、約7,000人ほど昨年より減っております。したがって、私たちもこの入館者数の増加に当たりまして考えましたのは、10月以降図書館祭りと、あと読書週間に合わせていろいろな事業を展開して、図書館のほうに足を運んでいただくような、そういうような計画を立てております。以上でございます。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（有泉庸一郎君） なければ、所管以外の委員の質疑を行います。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） ちょっと決算には関係ないんですけども、国文祭、大変ご苦労さまでございます。4事業のうち朗読が1事業終わったわけですが、各会場とも盛況で好評だったと思いますが、担当者としてのこれまでの感想なんかをちょっとお聞きできますか。

○委員長（有泉庸一郎君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 大勢のボランティア、企画委員等も入りまして携わっていただきまして、小学生、特に甲斐市は子供中心の事業でございますので、子供が生き生きとした姿を見せながら、リハーサルでは、大丈夫かなという不安もありましたけれども、本番になると全然顔つきも変わって一生懸命やっておりました。それについてやはり見ている方々もすごい子供からパワーもらったよ。この前の一般の竜王図書館でやった朗読劇についても、もう最後は竜王水の創作のお話だったんですけども、また甲斐市を改めて山梨を感じさせられるという思いもありました。朗読劇につきましても山県大弐を中心として、ここにおります大弐役をやった大寫係長もおりますけれども、またそれを見直す。それからまた踊りとか子供たちの論語等も見ましても、一生懸命で、その四十何年に一度ある国文祭に自分たちは出ている。皆が見ている。それで自信がついて、これからの甲斐市の文化の発展につながるのかなど。今からもまだ今週も土曜日、日曜日、前夜祭とダンススポーツフェスティバルがあって、今準備に一生懸命になんですが、それに対しても全国から何百人もお客様が見えるので、かかわっている人たちも忙しいけれども、楽しみながら自分たちのために、

甲斐市のためにやっているということで、非常にいい機会を与えてくださっております。これから最後まで生涯学習文化課一同頑張ります。また、職員も手伝っていただきますので、ボランティアの方々にもご苦労いただきますが、本当にありがたいなと思いつつ今やっております。

○委員長（有泉庸一郎君） 山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 確かに大島係長の名演技を見させていただきまして、いや、本当うまかったと思います。これからのほうがまた大変だと思いますよね。29日ですか、ダンスがありますし。ぜひ皆さんで一丸となって成功させるように頑張りたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（有泉庸一郎君） ほかに。

坂本委員。

○委員（坂本一之君） 18ページの002の文化財保護事業費のことをお聞きしますけれども、さっき説明板をつけたということで信玄堤もつけたということですが、専門的なことなので大島係長に直接お伺いしますが、代表質問でも長谷部議員が質問しておりましたけれども、ドラゴンパークに信玄堤の説明があつて、今この案内板も新しく信玄堤のところにつけたということですが、専門家から見て、ドラゴンパークにあつて信玄堤にもあるんですが、これは統一してやっぱり信玄堤のところにあつたほうがいいとお考えですかね。答えづらいかと思いますが、専門的なことで言ってください。行政的な話はいいのです。

○委員長（有泉庸一郎君） 大島係長。

○文化財係長（大島正之君） お答えいたします。

ドラゴンパークの1階、展望棟の1階に展示室が設けてあります。そこには聖牛の模型、それから信玄堤の指定文化財になっております古文書類の写真等が展示をしてあります。信玄堤についての説明をする場合に、最近気がついたんですけれども、現地で見るとというのは当然重要だと思います。現地を見て、それでその地理的な状況について判断をするというのは非常に重要だと思っておりますが、実は信玄堤がなぜあそこにつくられたか、築堤されたかというものを甲府盆地全体から見ると場合には展望棟の6階ですね、あの上から見ると一目瞭然で、なぜあそこに堤防がつくられたのかということがはっきりとわかります。そういうことで今年度から信玄堤の関係の説明といいますと結構学校関係が多く来ているんですけれども、展望棟へ乗っていただいて、それでそこでなぜあそこにつくられたかというものを地理的に把握をして、そしてその下で学習をして現地へ行くというような手法をとっております。

すので、展望棟の下にあるというのも効果の一つではないかなというふうに考えております。

○委員長（有泉庸一郎君） 坂本委員。

○委員（坂本一之君） 専門的で議員の皆さんもよくわかったかと思います。これが本当の答えかなという気がいたします。

あともう1点、先ほどから山県大貳のこの話がありましたけれども、竜王歴史民俗博物館ですかね。資料館ですね。去年大屋根を直して230万の決算で屋根を直しましてということなんですけれども、お金をかけましていよいよ山県大貳を売り出そうということなんですけれども、実際あそこにはどのくらいの人に来て、専門的見地から申しわけないんですけれども、あそこにあってどうなのかということはどうなんでしょう。

○委員長（有泉庸一郎君） 大寫係長。

○文化財係長（大寫正之君） 現在竜王歴史民俗資料館、平成24年度の入館者でございますが、24年度大人141名、それから子供137名、合計278名の入館者が来ていただいております。その中には当然山県大貳に關係する資料も展示をしてありますし、主に竜王地内で収集をいたしました民具類、民俗具類も収集をしていて展示をしてあるということでもあります。山県に關係するのは篠原村で生まれたということですので、その中に山県大貳に關係する展示物があるというのは1つの、それはそれで意義があることかなというふうに考えております。

○委員長（有泉庸一郎君） 坂本委員。

○委員（坂本一之君） 最後に、やはりどうしても資料館があそこにあるとなかなか気づかない人もおりますし、若干暗いというイメージもありますので、普通の資料館から見ればですね。外からはなかなか見づらいというのもありまして、これからちょっと山県大貳を本格的に甲斐市で売り出すというのでは若干工夫をしていかなければならない。もちろん専門的なことでは、そこであるのはもちろんいいかなと思いますけれども、広告的なこと、対外的なことを考えると、もう少し考える余地があるかと思っておりますので、また検討をよろしくお願ひします。要望で結構です。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしくお願ひします。

ほかに。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 今の同じページの003の文化財調査事業費の中のその他について先ほど説明があったんですけれども、ちょっとわかりづらかったので、もう少し詳しくお願ひしたいと思います。財源内訳のその他です。

○委員長（有泉庸一郎君） 藤本課長、よろしいですか。

藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 調査事業費でよろしいですね。

○委員長（有泉庸一郎君） そのその他ですね。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 国県からの補助金が362万5,000円になります。その他の財源が文化財調査受託事業として969万円、民間開発の1件分として127万8,000円になります。合計で1,096万8,000円になります。

○委員長（有泉庸一郎君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 先ほどそれは説明の中で聞いたんですけども、その受託事業が一番大きい900万円強ですか、その金額のことについて詳しく教えていただきたいんですが。

○委員長（有泉庸一郎君） 大寫係長。

○文化財係長（大寫正之君） 受託事業につきましては主に県道田富田敷島線の道路改良事業に伴います埋蔵文化財の調査であります。山梨県からの受託になります。それから、緊急調査につきましては、民間の開発の宅地造成部分の開発が1件ありまして、そのうちの道路部分に当たりますけれども、その調査1件でございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） それほど大したことじゃないんですけども、県からの受託はやっぱり財源内訳ではその他に入るんですか、こういうのというのは。

○委員長（有泉庸一郎君） 大寫係長。

○文化財係長（大寫正之君） 補助金という扱いではありませんので、受託という形をとっておりますので、その他ということになっております。

○委員長（有泉庸一郎君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） すみません、質問を変えさせていただきます。

先ほど坂本委員からもお話があった信玄堤の関係、あとそれと山県大弐の関係なんですけれども、この文化財の関係の中で信玄堤に関係する支出の経費の合計、どのぐらいかかっているのか。もう一つは、山県大弐に関係してどのぐらい支出をしているのかあわせてお願いしたいと思います。

○委員長（有泉庸一郎君） 大寫係長。

○文化財係長（大寫正之君） まず、山県大弐に関係するものですが、これにつきましては金額的にはかかっておりません。これは講座あるいは講演その他は全員職員がやってお

ります。それから、いろいろな広報紙の普及活動も行っておりますけれども、これは広報で職員が執筆をしておりますので、特にかかっておりません。

それから、指定文化財等なんですけれども、直接信玄堤に関係する予算というものはかかっておりません。これも年間を通じまして300人以上、小学生あるいは中学生、それから県外の治水事業の研究者の方が来ておまして、その説明、解説、その他がありますけれども、全て職員で賄っておりますので、講師等の金額は発生をしております。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 山県大弐に関しましても先ほど坂本委員が言うように、甲斐市としてかなり重要な事業の位置づけてという観点で盛り上げていこう。また、信玄堤に関しても代表質問させてもらいましたけれども、駐車場整備するなど今後盛り立てていこうということです。ここはやっぱり経費をかけてもいいところだというふうに私は考えていますので、ただ、生涯学習文化課の立ち場で言うと、文化財保護ということになるとこういう考え方、先ほどの係長の答弁のようになると思うんですけれども、ただ、観光面ということで考えますと、生涯学習文化課と商工観光課がやっぱり手を結んで、もちろん先ほど係長言ったように、ドラゴンパークから全体を見てという、そういう背景は非常に大切だとは思いますが、そのところをもう一步踏み込んで、少しでも広めていけるようなことを検討していただきたいと思います。要望で結構です。

○委員長（有泉庸一郎君） では、よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 指定管理のほうの双葉ふれあい文化館についてお伺いします。

この資料の21ページですが、先ほどホールの使用がちょっと減っているというお話があったんですが、ちょっと提案なんですけれども、ホール全体をお借りする区切りしかないですよ。ということはステージと、それから客席全部一緒なんです、ホールというのはそうだと思うんですが、中にはホールのステージだけ借りて練習したいという場合もあるんですよ。例えば合唱でも、それからアンサンブルなんかでも。そういったものも金額を変えてやっていただくと、ホールの使用料はふえると。借りたい人がいますのでと思います。

1回検討していただきたいと思います。

○委員長（有泉庸一郎君） 要望だそうですから、じゃ、よろしくをお願いします。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 14ページの010ですが、市の補助金が7団体に1,268万出ていますけれども、これの決算書がいただけたら後で結構です。

○委員長（有泉庸一郎君） ほかにございませんか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 14ページ、他人の子も褒めて叱る運動であります。先ほどポスター、チラシなんかをつくって啓蒙活動というかやったという経過は聞いたんですが、それだけではなく、ほかにどんな運動をされたのか教えていただけますか。

○委員長（有泉庸一郎君） 係長。

○生涯学習係長（樋口 充君） 先ほど課長が申しましたように、ポスター、チラシ等をつくったわけですが、啓蒙活動としまして竜王駅で啓蒙活動をいたしました。日にちにつきましては7月19日に朝7時半から8時半の1時間ですが、行いました。また、10月14日のときですが、わくわくフェスタのときにもそういったチラシとかティッシュ等を配りました。また、11月7日なんですけれども、11月は全国子ども・若者育成支援強調月間ということで、そちらに合わせて、また竜王駅、塩崎駅等で啓蒙活動をいたしました。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 今後に向かってこの運動も大変大事な運動だろうと思うし、子供が成長していくということで大変いい運動だと思うんですが、こういう甲斐市から出されている、これは全戸に配られたんですかね。

○委員長（有泉庸一郎君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） いえ、全戸ではなくて、来てくださる方たちにはお配りしました。あとチラシは全戸回覧板で回してあると思います。あと自治会と協力団体がたくさんありますので、その団体の方たちが総会とか、そういう事業をするときにお話をさせていただいたり、チラシの配布もしていただいたと考えております。また、今年度につきましても講演会等も考えておりますので、ぜひご参加のほうよろしく願いいたします。

○委員（樋泉明広君） 大変有意義な運動でございますので、大いに広めていただきたいと思います。よろしくお願いをしたいと思います。

ところで、別件でございますが、文化財保護費のところでございますが、18ページ、文化財保護審議会委員5名、この審議会は平成24年度何回ぐらい開かれたんでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 大寫係長。

○文化財係長（大寫正之君） 24年度は1回でございます。

○委員（樋泉明広君） 審議の内容についてはどういう内容でお話がされたんでしょうかね。
審議されたんですかね。

○委員長（有泉庸一郎君） 大寫係長。

○文化財係長（大寫正之君） まず、24年度につきましては、委員の新年度新たな任期がスタートする年でございます、委嘱式開催をいたしまして、24年度までの文化財甲斐市内の24年度の文化財の状況、予算的な説明も含めてのことでございます。それから、23年度までの課題というものが幾つかありましたので、それについての検討というものを行っております。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 国の指定文化財には昇格はなかったと思うんですが、県、市の指定文化財に一番最初が平成16年か17年だろうと思ったんですが、その後指定文化財に指定されたものがなかったんでしょうかね。

○委員長（有泉庸一郎君） 大寫係長。

○文化財係長（大寫正之君） 甲斐市になりまして新たに指定をいたしました文化財は4件ございます。まず、平成18年の4月に2件、天澤寺の山門と、それからのぼり旗、これは江戸時代の竜王の信玄堤に関係するのぼり旗でございます。それから、平成22年にやはり2件指定をしております。西八幡地内の柿、これは天然記念物としての指定でございます。あと1件は金の尾遺跡から出土しております弥生時代後期の壺棺、これを指定しております。

以上でございます。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。ほかにはございませんね。

藤田委員。

○委員（藤田 悟君） じゃ、1点だけ。23ページの竜王図書館防犯カメラ増設2台という予算があるんですけども、前回はなかったんです。これは何年かに1回とかそういうことなんでしょうか、お願いします。

○委員長（有泉庸一郎君） 湯本館長。

○図書館長（湯本和仁君） 何年かに1回ということではございませんでして、今まで竜王図書館1階に2台、2階に2台ということで4台しかございませんでした。それで、やはり入り口付近あるいは目のつかない奥とか、やはり過去に敷島図書館でも置き引きの被害があったり、不審者が出没するというので、今回全てが見渡せるように、顔認識システムのつい

た、そういったカメラを2台設置いたしました。結局1階に4台、2階に2台ということになっております。

以上です。

○委員（藤田 悟君） じゃ、わかりました。

○委員長（有泉庸一郎君） いいですか。

○委員（藤田 悟君） はい。

○委員長（有泉庸一郎君） 八代委員。

○委員（八代静枝君） すみません、17ページの002双葉ふれあい文化館のことですけれども、これは指定管理者になっているということですよ、ここは。よろしいですね。その中で指定管理料というのはこの金額をお払いしていると思うんですけれども、その上に管理経費として電気料というのがあるんですけれども、電気料というのは指定管理料とはまた別に払うという解釈でしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） これにつきましてはその他の財源と同じ金額になっております。指定管理料の中に含まれますので、双葉のふれあい文化館につきましては電気料が双葉庁舎のところで1本で請求が来ます。それで、文化館と公民館、支所で案分をしまして、請求が来ますので、一旦市でお支払いをして、3カ月に一遍その金額がふれあい文化館の指定管理者のほうから振り込まれるという形になっておりますので、含まれております。

○委員長（有泉庸一郎君） 八代委員。

○委員（八代静枝君） じゃ、こちらのほうの指定管理のほうの需用費のほうで落ちているという意味なんですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

○委員長（有泉庸一郎君） ほかにないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） それでは、質疑を終了します。

これで第6項社会教育費についての審査を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時42分

○委員長（有泉庸一郎君） それでは、会議を再開します。

説明の際、答弁については簡潔にお願いいたします。

次に、スポーツ振興課より第7項保健体育費について説明を求めます。

望月スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 大変ご苦労さまです。

スポーツ振興課が所管いたします平成24年度決算についてご説明をいたします。

24年度決算書については132、133ページからになります。説明につきましては決算参考資料により説明いたします。

決算参考資料の19ページをお願いいたします。

第10款教育費、第7項保健体育費、第1目保健体育総務費であります。

001保健体育関係職員費5,674万9,831円につきましては、スポーツ振興課所属職員8人にかかります人件費であります。

次に、010体育総務費383万1,885円につきましては、一般事務費として消耗品郵送料などの支出、それからスポーツ教室等講師謝礼につきましては、水中体操、スケート教室などの各種教室やスポーツリーダー研修会の講師謝礼であります。

創甲斐教育推進事業につきましては、子供水泳教室と着衣泳教室の委託事業として実施しており、年中、年長、小学生を対象にしてKai・遊・パーク、敷島、双葉のB&Gプールにおいて開催をしております。

法令外負担金につきましては、山梨県体育協会、峡中地区スポーツ推進委員協議会2団体への負担金であります。

次に、011スポーツ推進委員費204万205円につきましては推進委員25人の年報酬であります。そのほかスポーツ推進委員の各種研修時の負担金などあります。

次に、012地域スポーツ普及員費97万3,200円につきましては、自治会の体育協会の支部から選出をされております理事をもって地域スポーツ普及員として委嘱をしております。その年報酬、それから軽スポーツ講習会、賄い、郵送料であります。

次に、013自治会体育事業育成補助事業645万3,175円につきましては、各自治会において運動会や軽スポーツ大会を実施した場合の補助事業でありまして、補助対象経費の2分の1以内、1自治会当たり限度額は15万円であります。105の自治会へ補助金を支出しております。

次に、014県外スポーツ大会補助事業96万2,000円につきましては、各種スポーツ大会において県予選を勝ち抜き、県代表として関東、全国に出場する体育協会加盟の団体に補助金を交付するもので、補助率は対象経費の3分の1以内となっております。24年度は15団体に補助をしております。

次に、015体育協会補助事業650万円につきましては、市の社会体育の普及発展の中心的な組織であります甲斐市体育協会への補助金であります。

次に、016梅の里クロスカントリー大会実行委員会補助事業399万6,945円につきましては、梅の里クロスカントリー大会実行委員会への補助金であります。第9回の大会は平成25年2月24日に行われ、15部門、2,578人が参加をして開催をされたところであります。

次に、017スポレク祭実行委員会補助事業60万円につきましては、毎年県民が気軽にスポーツレクリエーションに参加し、交流を深める場として、山梨県スポーツレクリエーション祭が開催されております。24年度は5月19日、20日を中心に行われまして、甲斐市から17種目に442人が参加をしております。

次に、018甲斐市チャレンジデー実行委員会補助事業98万1,420円ではありますが、24年度は3回目の参加となりました。5月30日の水曜日に行われまして、参加者数5万2,368人、参加率は70.5%でありました。市の主な取り組みとしまして、ドラゴンパークを中心としまして、震災を受けた岩手県陸前高田市までの想いのリレーやラジオ体操、グラウンドゴルフ、ウォーキングなど市民の協力をいただいて実施をしております。議員の皆様にもそれぞれご協力いただきました。まことにありがとうございました。

次に、調書の20ページをお願いいたします。

第2目体育施設になりますけれども、001体育施設総務費14万1,883円につきましては、スポーツ施設の管理及び利用にかかわる経費でありまして、事務消耗品、郵送料、申請書の印刷代、それから不用になりました体育備品の処分手数料であります。

次に、002体育館維持管理事業4,085万4,489円につきましては、社会体育の体育館、各小・中学校の体育館、武道場の貸し出しに伴う経費であります。管理指導員謝金につきましては16カ所分となります。

燃料、光熱水費は竜王、敷島、双葉体育館、それから竜王スポーツセンターの電気料、上下水道料、ガス代等になります。

施設修繕としまして敷島体育館排煙装置、音響設備の修繕、竜王体育館の照明の修繕、各学校体育館の照明の修繕を実施しております。

施設清掃、警備、管理委託料のうち双葉体育館、竜王スポーツセンターの管理についてはシルバー人材センターに委託をしております。

備品購入につきましてはバレーボールの支柱、卓球台などの購入経費であります。

敷島体育館天井改修工事につきましては、24年度決算としまして工事の前払い金1,915万円を支出しております。繰越額として3,356万1,000円を25年度に繰り越ししております。

財源内訳の説明をいたします。

国県支出金につきましては、敷島体育館天井改修工事に伴います社会資本整備総合交付金であります。その他財源につきましては社会体育、学校体育施設の使用料であります。

次に、003屋外体育施設維持管理事業2,739万5,224円につきましては、小・中学校及び社会体育施設のナイター照明の貸し出しにかかわる経費であります。管理指導員謝金につきましては13カ所分となります。

工事関係につきましては説明をいたします。

敷島中学校夜間照明増設工事ですが、金額が1,237万9,500円、竜王南部公園運動場照明柱塗装工事が340万2,000円、そのほか玉幡小学校の夜間照明電源ボックス改修工事が28万3,710円であり、合わせて1,665万210円であります。

備品購入につきましては島上條公園テニスコート、多目的コートの開放に伴うものが主なものでありまして、審判台、ベンチ、ゴール、倉庫などとなっております。

財源内訳のその他財源につきましては、社会体育施設、学校体育施設使用料であります。

次に、004武道館維持管理事業332万8,852円につきましては、竜王武道館の維持管理に伴う経費であります。

管理指導員謝金は1名分の年間謝金であります。

施設修繕についてはブラインド、照明器具、非常灯の修繕を行っております。

財源内訳のその他財源につきましては、社会体育施設の使用料であります。

次に、005双葉スポーツ公園維持管理事業785万6,323円につきましては、双葉スポーツ公園のグラウンド、テニスコート、弓道場にかかわる経費であります。

施設修繕としまして弓道場の防矢ネット、グラウンドのフラッグポール、照明灯の修繕を行っております。

工事関係としまして、テニスコートの人工芝張りかえ工事を実施しております。全体的な張りかえではなく、エンドライン付近の部分的な張りかえを行っております。

備品購入としましてグラウンドゴルフの用具購入をしております。

財源内訳のその他財源につきましては、社会体育施設使用料であります。

次に、006 B & G 海洋センター運営費3,055万5,099円につきましては、敷島、双葉の B & G プールにかかわる経費でありまして、会議旅費、燃料費につきましては B & G 海洋センター協議会への参加に伴うものであります。

施設修繕ですけれども、平成24年の9月14日に落雷が発生をしまして、その関係で双葉 B & G プールが被害を受けました。分電盤、排気ファン、ボイラー、給湯器などに修繕が発生しまして、その分が175万5,180円、その他一般の修繕、ガラス修繕が27万1,477円、合わせて202万6,657円となっております。

指定管理料につきましては株式会社フィッツへの委託料、内訳ですけれども、敷島 B & G 730万、双葉 B & G 1,170万円、合わせて1,900万円であります。

工事関係としましては、B & G 財団の助成金を活用しまして、敷島 B & G プールの鉄骨塗装塗りかえ工事、ビニール窓バックル金具取りかえ工事を実施しております。816万9,000円の全体工事費に対しまして約50%に当たる410万円が助成をされております。そのほか子供用のプールの防水改修工事費128万1,000円、合わせて945万円となっております。

財源内訳のその他財源は B & G 財団海洋センター修繕助成金であります。

次に、009 玉幡公園総合屋外プール運営費4,573万1,290円につきましては、玉幡公園の Kai・遊・パークにかかわる経費であります。施設修繕については、指定管理者との協定により20万円以上の修繕については市が実施することとなっております。主な修繕としてヒートポンプ修繕、プール水浄化除菌装置修繕、排煙設備修繕などを行っております。指定管理委託料につきましては、株式会社フィッツと委託契約をしております。

ろ過材交換業務委託につきましては、プールの水を清潔に保つものでありまして、機内のうちのろ過砂利を交換するもので、温水プールについてはおおむね5年に一度の交換が必要とされております。

リラクゼーションプール手すり改修工事には、高齢の利用者からの要望があり、手すりを設置したものです。

続いて、22ページをお願いいたします。

第3目釜無川スポーツ公園管理費になります。山梨県と管理委託をしております釜無川スポーツ公園の維持管理経費ですけれども、472万2,042円であります。

管理指導員謝金は夜間照明の鍵の管理をお願いしています1名の謝金、施設修繕につきましては、照明器具、ダッグアウトの修繕を行っております。

施設の維持管理委託につきましては、シルバー人材センターへの委託をしており、年末年始以外の359日の貸し出しを行っております。

土地使用料につきましては、自動販売機を設置している土地わずかなんですけれども、山梨県に使用料ということで支払っております。

財源内訳の国県支出金は山梨県からの施設管理委託金であります。その他財源につきましては公園利用料と自動販売機売り上げ割戻金であります。

続きまして、指定管理者導入施設の実績ということで別冊の資料になりますけれども、指定管理者導入施設の実績、23ページからになります。よろしくお願ひします。

最初に、敷島B&G海洋センターでありますけれども、重立ったところだけ説明をさせていただきます。

指定管理者は株式会社フィッツでございます。指定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間、2期目の委託を更新しております。

8の利用状況ですけれども、敷島B&Gプールは6月から9月の4カ月間の開館となっております。利用者数のところ、23年度までは増加をしておりますけれども、昨年度は前年度比531人の減となっております。これにつきましては子供の身長制限を設けたということで130センチ以下の身長の子供さんは1人ではプールに入れないということを徹底したもので、安全なプール利用のために行ったものであります。

9の事業内容につきましては、市の委託事業のほか自主事業を実施して利用者増を図っております。

24ページは収支決算状況の記載であります。一番下のところ、収支関係ですけれども、差し引きまして115万1,204円の黒字となっております。

続きまして、25ページ、双葉B&G海洋センターであります。指定管理者につきましては同じく株式会社フィッツであります。内容的には敷島B&Gプールと同様でありますので、重立った部分だけ説明させていただきます。

8の利用状況ですけれども、双葉B&Gプールは加温装置があることから、4月から11月の8カ月間の開館となっております。利用者人数につきましては、平成24年度は前年度を48人上回っております。

26ページに収支決算状況がございます。下段のほうにありますとおり、差し引き残高ということで81万7,684円の黒字となっております。

27ページからは2つの施設の総括表となっております。最終的な収支につきまして28ペー

ジの下段にありますとおり、196万8,888円の黒字となっております。

続きまして、29ページ、玉幡公園総合屋内プールでございます。指定管理者につきましては同じく株式会社フィッツであります。

7の施設の概要のところ説明いたしますけれども、この施設は25メートルプール、歩行用プール、子供用プール、リラクゼーションプール、トレーニングジムなどがある複合的な施設であります。

8の利用状況のところですが、22年度の指定管理者導入以降、利用者は増加を続けており、良好な状況と考えております。

9の事業内容ですが、市の委託事業のほかトレーニングジムなどで自主事業を実施して、利用者増につなげています。

30ページに収支決算状況の記載がございます。24年度は単年度では77万9,806円の赤字となっております。この理由としましては、1回の利用が安い得トク券というものがあるのですが、その利用者がふえた関係、それから、法人会員があるんですが、その入金で12月から翌年の4月に変更になったための収入減、それから、滅菌剤等の値上がりにより消耗品の増加がしておるといことが原因であります。

3つの施設とも市の指定管理評価委員会ではA妥当の評価がされております。株式会社フィッツ本体の経営状況についても安定した状況と評価をされております。各種事業を企画しまして、利用者の拡大につなげ、利用者のサービス向上に努めております。今後も事故のない安全な施設運営を行うよう指導を行いたいと考えております。

以上で24年度決算及び指定管理者導入施設の実績について説明をさせていただきました。よろしくご審議をお願いします。

○委員長（有泉庸一郎君） 説明が終わりましたが、時間が12時になりましたので、質疑は午後に行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） じゃ、1時20分から行います。よろしくをお願いします。

では、休憩します。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時52分

○委員長（有泉庸一郎君） それでは、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、スポーツ振興課の説明が終わりましたので、説明に対しての質疑を行います。

所管の委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 19ページの自治体の体育事業補助事業のところちょっとお尋ねしたいんですけども、105自治会で補助金が640万と出ていますけれども、上限が15万ということなんで、上限いっぱいまで申請している自治会の数は幾つありますか。

○委員長（有泉庸一郎君） 山岡係長。

○スポーツ推進係長（山岡広司君） 上限が運動会につきましては15万円、軽スポーツについては7万円という形で支出をさせていただいております。今運動会については53自治会のほうから申請が上がっておりますが、全額15万円を支払いしている自治会につきましては、ちょっとすみません、15自治会になります。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） そうすると105自治会のうち15しかないということは、90自治会はそれ以下だということですよ。そうするとゼロは幾つありますか。

○委員長（有泉庸一郎君） 山岡係長。

○スポーツ推進係長（山岡広司君） 全部で136の自治会がありますので31になります。

○委員長（有泉庸一郎君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 136で105が出ているということは31個がゼロということですね。

○スポーツ推進係長（山岡広司君） はい。

○委員長（有泉庸一郎君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） それで、その下のほうの015になっていくと体育協会への補助金が650万円出ていますけれども、体協の事業費のおよその決算総額幾らですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 山岡係長。

○スポーツ推進係長（山岡広司君） 体育協会の収入については650万円が市からの補助金、会費としまして各世帯掛ける200円としまして、会費が473万6,200円、おおよそ1,200万円の

事業でさせていただいております。

○委員長（有泉庸一郎君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 総事業費、体協の決算のほうの総事業の合計が1,200万ぐらいということですね。これはまたちょっと先へ戻るけれども、15万円の上限のところは30万円以上の支出というのは前と変わらないですね。

○委員長（有泉庸一郎君） 山岡係長。

○スポーツ推進係長（山岡広司君） 2分の1ですので変わりません。

○委員長（有泉庸一郎君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 世帯数が少なくなって、全然事業ができないというところがあって、中にはふえちゃってふえちゃって、とても体協への会費と事業の補助金とに逆ざやが生じているということも結構あるようなんだけど、これは昔からそういう話が出ていて、平等というのが何が平等なんだという部分をよく話が出るんだけど、少し何か改革というか考えることはできませんかね。体育協会への負担金のことだから、振興課のほうとは関係ないよと言えば確かに関係ないようなんだけど、現実の問題としてはちょっと市でもこうやって650万補助金を出しているということである以上は、全く関係ないとは思いつらいというのが市民的な感情なんで、そのところを聞いているんだけど。

○委員長（有泉庸一郎君） 望月課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） ただいまの質問のお答えになるかどうかわかりませんが、体育協会の補助金については各支部対抗の球技大会であるとか、それから、県の体育祭りの参加の関係だとか、そういうお金に使っております。その上の013の自治会のほうは各自治会において体協さんのほうで事業をしたり、自治会のほうで軽スポーツをするということですので、多少趣が違ふというのか、内容が違ふんですけれども、15万の限度額をもう少し多くしたらどうだと。大きい自治会にはもう少しふやしたらどうかということだと思ふんですが、それについては予算的にも厳しい財政が続いていますので、現状維持の形で当面はやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 私言っているのは、自治会数で15しかないわけでしょう、現状だと。15ぐらいしかない、残りの130個ぐらいは上限までも行っていないという形ですよ。そうすると、仮に少しばかりそのところで例えば上限を上げても、出る金額知れていると思う

んだけれども、その辺はどうですかね。

○委員長（有泉庸一郎君） 望月課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 15万円が限度額ということなのですが、最近の傾向とすれば軽スポーツ、ウォーキングであるとかグラウンドゴルフでありますとか、そういうところに7万ということで限度額を設けさせてもらっています。その7万を限度額いっぱいに使っている自治会も多くありますので、傾向とすれば軽スポーツの普及も大分進んでいますので、現状の補助制度を維持していけたらなと思います。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） たびたびすみません。それじゃ、この補助事業費の推移はどうですか。総額の。24年度、23年、22年というふうにはどういうふうに、減っているんですか、ふえてるんですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 山岡係長。

○スポーツ推進係長（山岡広司君） 推移になりますが、平成23年度は102自治会参加しております。金額ですか。ちょっとお待ちください。23年度につきましては607万3,003円になります。22年度につきましては667万6,574円になります。

○委員長（有泉庸一郎君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） そうすると波があると。ある程度ふえているでもない、減っているでもない。ある程度そのときの状況によって波があるという状態ですね。ということは基本的には余りここのところ強く言いたくないんだけれども、やっぱりだんだんこういうふう上限額の自治体が減ったら、やっぱり不公平感というのがどうしても何かのたびに話が出るのは体協の行事と関係ないよ。体協に払っている金なんだと。市は関係ないという話をいつも聞くんだけれども、市民感覚的には非常にちょっと同じようなふうに見てますんで、少し検討してもらえたらなというふうに希望して終わります。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。じゃ、検討していろいろお願いします。

ほかにございませんか。

名取委員。

○委員（名取國士君） 21ページの005テニスコート人工芝張りかえ工事でもって、これ全面じゃないと。補修程度だと言うんだけれども、この芝は平米どのくらいの芝ですか。単価的に人工芝。

○委員長（有泉庸一郎君） 面積わかる。

ちょっと待ってください。

○委員（名取國土君） もしわからなければいい。いいです、また後で聞きますんで。

○委員長（有泉庸一郎君） 後で報告させます。

○委員（名取國土君） じゃ、ちょっと質問変えます。その上で20ページでもって体育施設総務費でスポーツ施設廃棄備品処分手数料とあるんだけど、主にどういうものを廃棄したのですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 山岡係長。

○スポーツ推進係長（山岡広司君） 廃棄しました体育備品につきましては、卓球台が3台、それからテニスの審判台、双葉のスポーツ公園のテニスコートのものがございますけれども、4台を処分させていただいております。

○委員長（有泉庸一郎君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 卓球台がこれは木だよな。だけど、そういうテニスの審判のああいうものは鉄でしょう。それやっぱり処分費を取られている。

○委員長（有泉庸一郎君） 箭本係長。

○施設管理係長（箭本 太君） 処分をしていただく業者のところまで持ち込みが可能であれば引き取りはただという形になるんですけども、どうしても数も多かったり、一度に卓球台、それからテニス台を全てを処分をお願いしたものですから、現場まで引き取りに来ていただいたということで処分代がどうしてもかかってしまいます。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 微々たると言えば、金額的には4万と言えれば微々たるかもしれないけれども、やっぱりああいう鉄ものであれば多少なりお金が入るということも計算すれば、やっぱりそういうことも支出を防ぐにはやったらいと思うんですけども、その辺まである程度まとめてやるのであれば考えていただきたいと思います。

委員長、質問変えます。

○委員長（有泉庸一郎君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 22ページの001で手数料で除草作業、トラクター点検とかとあるんだけど、これは業者のあれですか。釜無川スポーツ公園で。

○委員長（有泉庸一郎君） いいですか。箭本係長。

○施設管理係長（箭本 太君） 手数料の部分でございますけれども、公園の除草作業をシルバー人材センターのほうに面積で3,300平米を2回お願いしております。金額にしまして49万5,000円の支出をさせていただいております。そのほかにスポーツ公園のグラウンド整備に使っておりますトラクターがありますけれども、そのトラクターの点検ということで2万4,570円を支出させていただいております。

○委員（名取國土君） これはトラクター、こっち持ちですか。シルバーのほうで持つんじゃないくて。行政持ち。

○委員長（有泉庸一郎君） 箭本係長。

○施設管理係長（箭本 太君） トラクターにつきましては市のほうのものでございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 名取委員。

○委員（名取國土君） わかりました。もう一つ。

○委員長（有泉庸一郎君） 名取委員。

○委員（名取國土君） その下のシルバー人材センターに200万という金払っているけれども、これは管理委託料とあるんですけれども、これ何人ぐらい来ているの。1日1回でなくて月決め、そのところちょっと。

○委員長（有泉庸一郎君） 箭本係長。

○施設管理係長（箭本 太君） 施設管理に係る委託料につきましては、峡中広域のシルバー人材センターのほうに委託をしております、常駐が毎日1人、朝8時半から夕方5時15分までの勤務でございます。夜間時間外の勤務がある場合につきましては時間外の料金を支払いをさせていただいて、先ほど課長のほうからもちょうと説明があったかと思っておりますけれども、施設の管理につきまして年間、年末年始お休みを除く通常359日、おおむねですけれども、そのぐらい管理をしているという形になります。

○委員（名取國土君） わかりました。いいです。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） すみません、先ほどの斉藤委員の関連になりますけれども、013とか015、体協の関係ですね。体協の1人200円で世帯数ですね。この世帯数の割り出しというのはどこからを基準にして出しているんですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 山岡係長。

○スポーツ推進係長（山岡広司君） 各自治会で総会をしている資料の中で、自治会費をいた

だいている数で基本的に徴収をさせていただいております。

○委員長（有泉庸一郎君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 1つは、さっき斉藤委員の言われた不公平さとか、そういうことではなくて、1つは1,000世帯あるところは200円で20万ですか。20万を納めて、そして体協に支払って、この補助事業で上限15万の事業をもらうとなると、単純計算をすると5万不足部分というか、15万も補助してもらっても、5万は自前で払わなければならないという、その払った分の差額ね。そうすると、この考え方というのは要は100世帯しかないところじゃ2万円しか集まらないということで、要は体協のほうのお金を納めてもらって、大きなところは自分たちの事業をそれだけに転換すれば別にいいことだと言え、それはそれまでなんだけれども、要は納めた体協の金を何か活動しなければ損じゃないかという見方があるんだよね。要はスポーツ振興課の考え方はこの事業に対してはどういう基本的な考えでやっているのか、それありますか。1つは、それやらなければ損だとか、そういう考えなのか。自治会からすれば納めた金額に相当する部分の見返りがある事業だから、そういう事業を推進するということを言っているんですよね。でも、それが目当てで見返りを求めて事業を推進するというのはちょっと首のかしがる面があるのかなとは思うんですけども、だから、振興課としてはこの制度はどんなような解釈で市民に使っていただきたいか。何が目的で考えているのか、その辺はどうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 山岡係長。

○スポーツ推進係長（山岡広司君） まず、体育協会の200円の補助金につきましては世帯数掛ける200円ということで、先ほど斉藤議員のほうからもちょっと話があったんですが、このお金については体育協会のほうへ歳入として入ります。出どころが違うんじゃないかと言っても、最終的には甲斐市で出すんですが、先ほど言った自治会体育事業については一般会計の予算の中で基本的に出しているということで、200円の会費につきましては体育協会事業、各支部対向球技大会等の大会で、また県の体育祭りの出場の関係で、こちらにも体育協会のところに書いてありますが、14加盟協議団体と16専門部ということで30協議団体があります。こちらへの補助金等も合わせた中で1,200万円ほどの支出をさせていただいておりますので、基本的には支的的に変わってますんで、200円の利用につきましては先ほど言ったような形で、体育協会の事業として使っているということでご理解いただければと思います。

○委員長（有泉庸一郎君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） よくわかりました。私の解釈の違いで、全てをそれで充当しているのかなという解釈をしていたからおかしな解釈をしてしまったんですけども、そういう説明を受ければ、ほかのものにも支出しているなということが十分わかりました。ありがとうございました。

○委員長（有泉庸一郎君） ほかに。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 19ページ一番下のチャレンジデーですが、参加率7割で5万2,000人ということですが、いま一つ実感が湧かない部分がありまして、どうもお役所的統計と比較し合っているみたいな感じもしないでもないんですが、どうなんでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 山岡係長。

○スポーツ推進係長（山岡広司君） この人数につきましては各受け付けの時点で電話受け付け、また各自治会にボックスを置かせていただいて、その集計等々で数字を上げていますので、実際に動いた方の人数であると思っております。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

松井委員。

○委員（松井 豊君） もう一つ、B&Gでさっき130センチ未満の子供はプールに入れないということでしたが、ほかのさっき敷島でそういう話でしたが、双葉や竜王、玉幡のほうも同じなんでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 箭本係長。

○施設管理係長（箭本 太君） フィッツでは同じように身長制限を設けさせていただいて、安全管理確保のために一般の利用者の方々にご協力をいただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（有泉庸一郎君） いいですね。

なければ、所管以外の委員の質疑を行います。

坂本委員。

○委員（坂本一之君） すみません、22ページの001釜無川スポーツ公園のことでちょっとお聞きしますけれども、僕の勉強不足だったらあれなんですけれども、これ全く県からの管理委託ということで市が受けるということなんですけれども、県のお金が212万5,000円ですか。それでもうこれをまた市が受けて、シルバー人材でもう221万ですよ。ということで一般

財源は160万何がし、毎年150万とか160万使っているんですけども、これはかかった分だけを例えば県に請求するということはできないんでしょうかね。これなぜこの一般財源、市のほうで県から委託されて任されているのに、市のお金をこれだけ投与しなければならないというのはちょっと何かあるんですかね。優先的に使えるということか。

○委員長（有泉庸一郎君） 望月課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 明確なお答えになるかどうかわかりませんが、私が旧竜王町でスポーツ担当をしていたときの金額もほぼこれに近い金額でありました。そのときからずっと金額的には変わってないということで、県のほうの予算的な問題もあるのかなと思うんですが、プラス釜無川スポーツ公園については旧竜王町、今の甲斐市もいろいろな部分で優先的に市民がテニスから、それからソフトボールから、いろいろな面で使っているという部分もあって、市のほうでも一般財源を投入して維持しているということでご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（有泉庸一郎君） 坂本委員。

○委員（坂本一之君） 気持ち的には優先的に使っているのは理解はできますけれども、いよいよ財政が厳しくなって、例えば県の大会のソフトボール大会とか、全国大会とか、釜無川でよくやりますよね。それは県の主催とか国の主催なのに、じゃ、なぜ整備をするのに甲斐市の一般財源を使って整備をするのかという話に細かく言うとなってきますので、この辺は申しわけないですけども、毎年国・県はこれしか出さないということであれば、使った分だけはやっぱりもらうように請求するということは今までなかったと思うので、考え方を考えていただいてもいいのかなと思うんですけども、その辺はどうですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 部長、どうですか。部長の見解は。

課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 今、坂本委員さんのおっしゃる内容よくわかります。私も今後になると思うんですけども、その辺県のほうとかけ合い、協議をしたいと思います。以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 坂本委員。

○委員（坂本一之君） 最後に。これ竜王からというと、毎年これぐらい一般財源使っていたとなると、かなりの金額が投与されているかと思しますので、ぜひともその辺は強く要望しておきますので、お願いいたします。

○委員長（有泉庸一郎君） いいですね。

じゃ、ほかにございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 19ページの先ほどから出ています自治会の体育事業の補助金のことなんですけど、この31がゼロというところにうちの自治会も入っているのかなと思いながら聞いていたんですけども、やはりできれば自治会を通して全市民が体育に何か親しんで、全員がやるということが本当は望ましいんだと思うんですけども、多分ゼロのところはずっとゼロという状況も続いているかもしれないんですよ。それで、こういったところにやっぱり市として指導性を持って何か今回は軽スポーツをやってみるのはどうでしょうみたいなことも、もちろん自治会だから自分たちがみずからやるのが当たり前なだけけれども、そういう力がないところにはぜひ指導力というか指導性を持ってちょっとやってみてもらってもいいかなというふうに感じたんですけど、いかがなんでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 望月課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 今の保坂委員さんのご意見よくわかります。ずっと過去から継続でやっているところはそのまま取り込みやすいし、新たにやるところはなかなかきっかけがないということだと思うんですけども、地域にスポーツ普及員ということで委員さんがおります。それからまた、自治会のほうでもやはり自治会長さんもこういう面には十分かかわっていかないとできないことなので、先ほども答弁しましたけれども、軽スポーツで簡単なウォーキングでもこの事業になりますし、そういう面でも今後会議を通じて普及をまだやってないところの自治会に対して強く推進をしていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） もう一つ、すみません、わかりました。よろしくお願いします。この補助金のやっぱり決算書が自治会ごとにそういうのは出せますか。後でいいんですけどもね。難しいですか。だめであればいいです。

○委員長（有泉庸一郎君） 決算書は、補助金の。自治会の。

もう一度、保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 領収書とかそういうのじゃなくて、自治会ごとの数の統計したものが、集計したものがあれば、なければ後でまた聞きに行きますからいいですけども。そういうことです。

○委員長（有泉庸一郎君） 望月課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 各自治会ごとの一覧表がございますので、後ほど委員さんたちにお配りするようにいたします。

○委員長（有泉庸一郎君） ほかにございませんか。

清水委員。

○委員（清水正二君） すみません、午前中指定管理者の説明を受けたんですけども、そのどの指定管理者の中にも事業内容の中にアンケート調査の実施とあるんですが、このアンケート調査の実施というのはどういったアンケートなのか内容的にはわかるでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 望月課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） ただいま清水委員さんの質問なんですけれども、アンケートの内容ということでよろしいでしょうか。

○委員（清水正二君） はい。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 指定管理の関係の基本協定書の中での利用者アンケートをとるということが定められておまして、一応年2回アンケートをしております。それで、アンケートの内容なんですけれども、年齢とか住まい、それから施設の利用しやすさとか、設備についてとかいう内容であります。

ポイントだけちょっと説明いたしますと、Kai・遊・パークの例なんですけれども、年齢についてはどうかということで、50%の方が20代ということになります。それから、60代、70代の方も約3割近くおる状況です。それから、住まいの状況なんですけれども、市内が約6割、県内の市外の方も4割ということになります。それから、施設の利用しやすさはいかがかという質問に92.15%の方が「非常にスムーズだ」、「まあまあスムーズだ」ということで回答いただいています。それから、施設内の設備の使いやすさはどうかということで86%の方が「まあまあ使いやすい」、「非常に使いやすい」という回答をいただいております。それから、サービスの満足度はどうかということで「非常に満足している」39%、「満足している」45%、84%が満足しているということ。それから、施設内の従業員の対応はどうかということなんです、「満足している」、「非常に満足している」ということで80%のパーセントになっております。そうは言っても、中には料金が少し高いではないかとか、シャワーの温度が低いとか、細かいいろいろな要望はありますけれども、おおむね良好な状態であります。

それから、Kai・遊・パークのほうでいろいろなお客様の声ということでこんなふうなものをホームページのほうへ掲載をして、いろいろ工夫をしてやっておりますので、一生懸命

やっているではないかというふうに思います。よろしいでしょうか。

○委員（清水正二君） はい、わかりました。満足度が84%ということで、それが利用者数の伸びに結びついているのかなと思いますので、そういったことをぜひ年2回やるというふうなことです。アンケートを続けて利用者をふやしていただきたいというふうに思っています。お願いします。

○委員長（有泉庸一郎君） 先ほどの名取議員からの質問でテニスコートの芝生の関係で報告があるそうですから。

箭本係長。

○施設管理係長（箭本 太君） 先ほど名取委員さんのほうからご質問のございました双葉スポーツ公園の全天候型のテニスコートの人工芝張りかえ工事の単価の件でございますけれども、芝生の材料のものの平米単価は7,088円、1平米当たりです。いわゆる工事費込みになりますと1平米当たり9,835円、約1万円弱という金額になります。よろしくをお願いします。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

ほかにないようですね。

なければこれで質疑を終了いたします。

これで第7項保健体育費についての審査を終了します。

以上で歳出の審査を終了します。

今度歳入ですが、どうしましょうか、休憩は。いいですか、引き続き。

じゃ、暫時休憩します。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時40分

○委員長（有泉庸一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、歳入に入ります。

第1款市税、第1項市民税から第6項入湯税について一括で説明を求めます。

小田切収納課長。

○収納課長（小田切 聡君） それでは、決算書12、13ページをお願いいたします。

市税の歳入の状況について説明させていただきます。

なお、決算審議資料につきましては、4ページに税目ごと現年度と滞納繰越分に分けた収納率の表がございますので、あわせて参照をお願いします。

初めに、市税全体では調定額95億1,559万8,564円に対しまして、収入済額85億8,357万9,540円、不納欠損額9,434万942円、収入未済額8億3,767万8,082円でありました。

収納率につきましては、審議資料の一番下、合計欄、右から2列目のとおり90.21%で、前年度を1.93%上回り、収入済額では3,287万9,787円の減となりました。

それでは、項の税目ごとに説明いたします。

1項市民税につきましては、調定額45億3,826万8,994円に対し、収入済額41億9,677万952円、不納欠損額3,247万4,189円、収入未済額3億902万3,853円で、収納率は92.48%となり、前年度を率で2.26%、額で2億653万766円上回りました。

市民税のうち1目の個人につきましては、調定額40億9,742万1,294円に対し、収入済額37億6,467万3,583円、不納欠損額3,125万4,458円、収入未済額3億149万3,253円で、収納率は91.88%であり、率では前年を2.45%上回りました。

個人の内訳ですが、現年課税分につきましては、調定額37億3,513万5,491円に対し、収入済額36億5,928万245円、不納欠損額51万1,064円、収入未済額7,534万4,182円でありました。

不納欠損につきましては、対象は8人で、全て外国人の出国により今後の徴収が見込めない即時消滅としたものであります。

また、備考欄の還付未済金82万9,191円につきましては、二重納付や課税更正などによって還付の対象となった人のうち還付請求書が未提出であったもの、それから出納閉鎖直前で事務処理が間に合わなかったもの等で104人分でございます。

次に、滞納繰越分につきましては、調定額3億6,228万5,803円に対し、収入済額1億539万3,338円、不納欠損額3,074万3,394円、収入未済額2億2,614万9,071円でありました。

不納欠損につきましては、対象者は661人で、主な理由は生活保護などの生活困窮者、職権消除等による行方不明、外国人の出国、それから納税者本人の死亡等に伴う相続放棄などによるものです。

また、備考欄の還付未済金5万2,505円につきましては、対象者は8人で、繰り越しの理由につきましては現年度課税分と同様であります。

次に、2目法人につきましては、調定額4億4,084万7,700円に対し、収入済額4億3,209万7,369円、不納欠損額は121万9,731円、収入未済金753万600円で、収納率は98.02%であり、前年度を率で0.27%上回りました。

うち、現年課税分につきましては、調定額 4 億 3,277 万 8,600 円に対し、収入済額 4 億 3,068 万 3,300 円、収入未済額 209 万 5,300 円でありました。還付未済金 4,200 円につきましては、対象は 1 社で、繰り越しの理由はさきに説明したとおりでございます。

滞納繰越分につきましては、調定額 806 万 9,100 円に対し、収入済額 141 万 4,069 円、不納欠損額 121 万 9,731 円、収入未済額 543 万 5,300 円でありました。

不納欠損につきましては、対象は 25 社で、原因は法人の破産や廃業に伴う所在不明、営業不振などによるものであります。

続きまして、2 項固定資産税であります。調定額 42 億 9,523 万 146 円に対し、収入済額 37 億 2,162 万 1,264 円、不納欠損額 6,003 万 9,853 円、収入未済額 5 億 1,356 万 9,029 円で、収納率は 86.65% となり、前年度を率で 1.53% 上回りました。額では 2 億 3,856 万 9,678 円下回りました。

1 目固定資産税につきましては、調定額 42 億 7,196 万 7,246 円に対し、収入済額 36 億 9,835 万 8,364 円、不納欠損額 6,003 万 9,853 円、収入未済額 5 億 1,356 万 9,029 円で、収納率は 86.57% であり、前年度を 1.53% 上回りました。

うち、現年度課税分は調定額 36 億 4,726 万 6,500 円に対し、収入済額 35 億 4,690 万 2,100 円、不納欠損額 49 万 600 円、収入未済額 9,987 万 3,800 円でありました。

不納欠損額につきましては、対象は個人が 4 人で全て相続放棄に伴う相続人なしによる欠損であります。

還付未済金 89 万 4,700 円につきましては、対象は 38 人で、理由につきましては市民税と同様な理由であります。

滞納繰越分につきましては、調定額 6 億 2,470 万 746 円に対し、収入済額 1 億 5,145 万 6,264 円、不納欠損額 5,954 万 9,253 円、収入未済額 4 億 1,369 万 5,229 円でありました。

不納欠損につきましては、対象は個人が 409 人、法人が 32 社、合計で 441 です。個人は生活保護などの生活困窮のほか行方不明など、法人は、所在不明や廃業、営業不振が主な内容であります。

還付未済金 8 万 888 円は、対象者が 5 人で、理由は先ほど申しましたように市民税と同様であります。

次に、2 目国有資産等所在市町村交付金につきましては、現年課税分のみでありまして、調定額並びに収入済額とも 2,326 万 2,900 円でありました。収入済みについては前年度を 120 万 4,100 円下回りました。内訳は、備考欄に記載のとおり国・県からの交付金が 4 件ござ

います。

続きまして、3項軽自動車税であります。調定額1億7,543万3,500円に対し、収入済額1億5,852万1,400円、不納欠損額182万6,900円、収入未済金1,508万5,200円で、収納率は90.36%となり、前年度を率で1.55%、額で373万8,769円上回りました。

うち、現年課税分は、調定額1億5,841万3,800円に対し、収入済額1億5,358万5,600円、不納欠損額1万4,200円、収入未済額481万4,000円でありました。

不納欠損につきましては、対象者は4人で、全てが相続放棄により相続人なしによる欠損でございます。

還付未済金2万6,000円につきましては、対象は個人が5人で、理由はさきの市民税と同様でございます。

滞納繰越分につきましては、調定額1,701万9,700円に対し、収入済額493万5,800円、不納欠損額181万2,700円、収入未済額1,027万1,200円でありました。

不納欠損につきましては、対象は個人が328人、法人が7社の計335で、こちらも個人、生活の困窮、行方不明、相続放棄、法人につきましては廃業、所在不明等が主な理由でございます。

次に、4項市たばこ税であります。現年課税分のみでありまして、調定額、収入済額ともに5億431万3,324円でありました。前年度との比較では486万5,244円の減となっております。

おまくりいただきまして、最後に、6項入湯税であります。こちらも現年課税分のみで調定額並びに収入済額ともに235万2,600円でありました。こちらは前年度と比較しまして28万5,600円の増となっております。

以上であります。お願いいたします。

○委員長（有泉庸一郎君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございませんか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 予算審議資料4ページを見させていただいて、先ほどの課長の説明でありましたとおり、前年より収納率が大部分全ての項目で高くなっているということをお聞きまして、皆さんも努力をしているなということが十分わかります。市民の皆さんからこの課は余り喜ばれる課でもないし、市民からありがたいと言われたことはめったにないんじゃないかなと思うんですけども、この課の仕事は本当にやる気でなければ収納ができ

ない。また、累計でどんどん未収金が出てしまうということですから、恐らくこの課のスタッフでそれなりの努力と心構えがあつて、こういう数字が出たと思うんですけれども、課長としてはいい数字を出したということは今後にも引き続いてもらわなければ困ると我々はどう思うんですけれども、その取り組みと今後ずっとその課に課長としているわけにはいかないとどう思うんですけれども、大変な課だと私は思っています。その辺どうですかね。

○委員長（有泉庸一郎君） 小田切課長。

○収納課長（小田切 聡君） まず、税の収納というのは即効性はないんです。ですから、長年にわたり滞納分があります。それを一つ一つ片づけていかなければならないんです。そのために市では収納対策本部というのを立ち上げていまして、その中で中長期的な目標値、それからその年の取り組む目標等を決めるわけなんです。たまたまことし過年度が一番よかったのは、過去から扱っていた高額案件が複数件解決したということがあります。一番大切なのは、その年に課税したものを翌年に繰り越さないということを前提に置いています。そのためにどういったことが工夫が必要なのかということがありまして、一応昨年から新しい現年度の方についてはちょっとこんなカラフルなんですけれども、必ず中を見る封筒と言うんですけれども、裏側も見てもらふようにという、こういう工夫をして、これも何回も何回も出してもマンネリ化になってしまいます。年末と年度末だけこれを使うようにして、皆さんに催告をしているような状況です。実際のこの徴収率というのは頑張っている職員が本当に日々努力してもらって研さんしたたまものでないかと思っております。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 歳出のときにもちょっと課長から答弁いただきまして、要は1日当たりの相談件数が8件という、時間によってそれに費やす職員の時間は大分大きなものですよ。だから、今からこの課を税の徴収はしっかりしていかなければならないし、今後職員としてもこの課は恐らくやる気であつて、何とかしなければいけないという気持ちの担当者があることによって成果を上げていくと思うんですよ。それで、要はこの税金に関することは市民が一番甘えるんですよ、滞納に対して。ほかの公共料金などああいうものに対してはすぐとめられるけれども、税は甘えれば切りはなしと。だから、要は払いたくても払えない。そして払わない。その差は恐らく担当していればわかると思うんですけれども、実際相談に来て成果を上げられた。よかったという市民もいるんですよ。だから、その辺が今後やり方にもよってまた変わるし、職員の意気込みによっても変わりますから、ぜひとも努力

をしていていただけるように、また後任というか、この後もやり方を継承して頑張りたいと思います。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

○委員（猪股尚彦君） はい。

○委員長（有泉庸一郎君） 歳入に入りましたから、所管はありませんから、どなたでも結構です。

質疑ありませんか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 今決算の収納の状況をお聞きしまして、非常にご努力されていると。特に現年課税分が昨年より比べて全部上がっているというようなことで、少しずつでもこうして滞納が減っていけばいいなというように思っております。

そこで、きのう差し押さえの件数なんかはお聞きしましたので、ほかの方が聞いてお答えされていまして、それはいいといたしまして、競売等が行われて差し押さえ物件等も競売に入ってということもあると思いますが、それに参加をして配当がある場合がありますよね。それらの件数がどのくらいあって、幾らぐらい24年度にはあったのかもしわかればお聞きします。

○委員長（有泉庸一郎君） 小田切課長。

○収納課長（小田切 聡君） 実際昨年度市のほうでも土地の競売を実施しました。これにつきましては1年間かかって売れたわけなんですけれども、売れた額が450万。実際あと裁判所に交付要求というものを出しているんです。その配当というものが実際交付要求する件数が約30件ぐらいなんですけれども、その中でうちのほうに配当が来たものは6件でございます。実際来た金額は474万7,000円でございます。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 当然応募といいますか、参加のほうへ手を挙げておいても回ってこないという場合が多いわけなんですけれども、やはりそうして取れるものはきちんとそういうところへも手を挙げて、幾らかでも配当があれば収入になるわけですので、よく競売物件等を見ていて、我が市にも債権がある場合には応募しておいて、やはり配当を受けるということも大事だと思いますので、そういう点もなかなか手間がかかりますから、やらないところが

多いですけれども、そういうこともきちんとされているということですので、引き続きそうして指導もされますようにお願いします。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） ほかにございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今のに関連しているんですが、私も質問のときにちょっとお聞きした消費者金融ですか、あの関係で過払いしている場合に、それをこっちのほうに充てるというようなことですね。そういった件はどのぐらい去年はあったですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 小田切課長。

○収納課長（小田切 聡君） 保坂委員、ちょっと一般質問からもその状況がありましたので、細かくちょっとお話をしたいと思います。過払い金というのは昔はうちのほうで差し押さえができたんです。平成20年、21年ごろは。ただし、22年ごろからそういった請求が多くなり過ぎて、ほとんどその消費者金融との連絡がとれない状況になってしまった。そこで私どもも考えてアドバイザーに聞いたり何かしまして、今弁護士をお願いしているタキ先生という方をお願いしている状況なんです。一応それは一般質問のときにうちの部長からも出したかと思うんです。ここに名前が書いてある、この先生が弁護士やっている方なんで、ここの中にもうちの職員が機構も出していますが、この方と今タグを組んでやっております。

実際本会議のときにもうちの部長のほうからも説明があったわけですが、平成23年にはまず7人の方で回収率が102万1,000円、それから、24年度は16人で568万194円、それから、25年きょうまでですが、7人で563万5,400円ということで、実際税の滞納が70万で、うちはもし差し押さえた場合は税の滞納が70万しか取れないんですけれども、その滞納が70万円で過払い金在实际1,000万戻ってきたという人もいたです。端的な例ではございますが。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 本当にこれをやって助かる人もいるし、市も助かると思いますので、しっかりまたその先生によくご指導していただきながら、またしっかりお願いしたいと思います。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 全体の市税ですけれども、平成23年度と比較しますと約3,300万ぐら

い減になっております。この原因についてはどういう原因があるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（有泉庸一郎君） 小田切課長。

○収納課長（小田切 聡君） 一応収入済みでまずお答えさせていただきますと、固定資産税が2億3,856万9,678円、それから所在市町村交付金110万の減でございました。それから、個人市民税は逆1億8,403万1,337円及び法人税が2,249万9,424円の増で、合計で3,300円の減額になったわけですが、実際は昨年度の調定額を比較していただければわかると思うんです。調定額が昨年度に比べて2億4,000万減額しています。その中で3,000万にとどめたということは、それなりに取ったと私は自負しております。実際その調定額が2億5,000万ほど減になったというのは一応固定資産税の評価がえに伴いまして路線価導入に伴ってそれほど減額された状況です。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 職員の一定の努力は大いに認めたいと思いますが、ただ、先ほどもちょっと出ましたけれども、納税という税金を納めるということ自体は個人も会社もそうですけれども、収入との関係で実入りが少なければなかなか支払うことができないということでありまして、それを強制的に差し押さえをすとか、そういったことについてはやっていませんよということはお聞きしました。問題は、そういった滞納者の人たちの言い分というか、そういった点の指導ですね。どんなふうな指導をされているんですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 小田切課長。

○収納課長（小田切 聡君） ですから、もうお金のない人はどこからどうか出してもらわないところがあるんです。そこで先ほどの過払い金の話になるわけなんです。過払い金でもう払ってしまっているものですから、本人の懐は痛まないわけなんです。ですから、そっちの過払い金のほうから税に充ててもらおうという形で、例えばサラ金さんという表現もおかしいんですが、消費者金融のほうに払っているお金を分納のほうに回してもらって、過払い金のほうはうちのほうで頑張っって何とか取りましようよというのが今の収納課のスタイルでございます。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 個人市民税の中で均等割額、これは1人3,000円でいいですね。幾ら

になっていますか。平成24年度。

○委員長（有泉庸一郎君） 齊藤課長。

○税務課長（齊藤 積君） 均等割が全体で4,500円のうち市民税のほうで3,000円、県のほうで1,500円です。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） その市民税の均等割額を払っている大方の人数ですが、どのくらいになりますか。

○委員長（有泉庸一郎君） 山田係長。

○市民税係長（山田久美君） 均等割のみの方の人数でよろしいでしょうか。均等割のみの方の人数ですと3,358人になります。

○委員（樋泉明広君） じゃ、ついでに所得割額のほうは。

○市民税係長（山田久美君） 所得割と均等割、両方払っていらっしゃる方の人数は3万2,668人になります。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですか。

○委員（樋泉明広君） はい。

○委員長（有泉庸一郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） なければこれで質疑を終了します。

これで第1款市税、第1項市民税から第6項入湯税についての審査を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 4時00分

○委員長（有泉庸一郎君） それでは、会議を再開します。

第2款地方譲与税から第11款交通安全対策特別交付金について一括で説明を求めます。

坂本企画財政課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） それでは、大変お疲れさまでございます。

それでは、私のほうから市税を除きました歳入についてご説明を申し上げさせていただきます。

既に歳出の審査におきまして、財源につきましてはあわせて各それぞれ所管のほうからご説明がなされたこととありますが、新たな歳入、比較増減等の著しいものを説明させていただきたいと思えます。

それでは、決算書の14ページ、15ページのほうをお開きいただきたいと思います。

まず、2款地方譲与税からご説明を申し上げます。

地方譲与税は、一旦は国税として徴収されまして、法令で定められた配分基準に従いまして市町村に譲与されるものでございます。2つの譲与税から成る地方譲与税は1億9,065万5,263円が決算額となっております。前年と比較しまして1,214万5,987円、マイナス6%の収入となっております。項別では第1項が自動車重量譲与税1億3,395万4,000円、2項が地方揮発油譲与税5,670万1,263円でございます。

まず、1節の自動車重量譲与税は、自動車重量税の収入額の3分の1に相当する額をその2分の1を市道の延長、ほかの2分の1を面積でそれぞれ案分して譲与されるものでございます。ちなみに平成24年の4月1日現在におきます市道の延長につきましては404キロ、市道面積につきましては2,195平方キロメートルということで基礎案分をされております。

地方揮発油譲与税は、平成21年度に税制改正によりまして名称変更がされたものでございます。以前は地方道路譲与税ということでありましたが、これが揮発油税ということになりました。用途制限規定もあわせて改められたところでございます。収入額の42%の収入に対します額をやはり同じようにその2分の1を市道の延長、2分の1を面積でそれぞれ案分して譲与されるということになります。

次に、3款の利子割交付金。利子税を原資としまして県から交付される利子割交付金は収入済額としましては2,009万3,000円でございます。対前年で695万円の減で、25.7%の減額となりました。

続きまして、4款の配当割交付金。上場株式の配当金に対します県税を原資としまして、県から交付される配当割の交付金でございます。収入額は1,830万1,000円でございます。対前年で142万3,000円の増額で3.1%増となったところでございます。

5款の株式等譲渡所得割交付金。株式等の譲渡所得に対します県税をやはり原資としまして、県から交付される株式等の譲渡所得割の交付金でございます。収入済額は415万6,000円でございます。対前年で10万1,000円の増で、2.5%の増となりました。

6 款のほうの地方消費税の交付金、これは16ページ、17ページのほうに移ります。

地方消費税の収入を原資としまして、県からやはり交付される地方消費税の交付金です。収入済額が 6 億1,090万2,000円であります。対前年595万1,000円、1%の増ということになりました。2分の1を国勢調査の人口、2分の1を事業所統計の従業員数でそれぞれ案分をして交付されるものでございます。

7 款のゴルフ場利用税交付金。ゴルフ場利用税の10分の7に相当します額が県から交付されるということで、収入済額は2,455万9,919円でございます。対前年153万8,000円の減額で、5.9%減となっております。ゴルフ場利用税につきましては、ご承知のとおり、敷島カントリー倶楽部、昇仙峡カントリークラブ、甲斐ヒルズカントリークラブの3カ所からそれぞれ収入を得たものでございます。甲斐ヒルズカントリークラブにつきましては、甲斐市と韮崎市でそれぞれ交付金の案分がございしますが、甲斐市は27%分の交付を受けております。

8 款の自動車取得税交付金。県に納付されました自動車取得税額を原資としまして交付される自動車取得税交付金で、収入済額が6,363万6,000円でございます。対前年1,344万4,000円の増で、26.8%増となりました。県に納付されました自動車所得税、徴収経費が5%かかりますので、この5%を除いたものの約10分の7がそれぞれやはり道路の延長面積で案分して県から交付されるものでございます。

9 款の地方特例交付金、1項の地方特例交付金につきましては、児童手当及び子ども手当特例交付金と減収補填特例交付金から成るものでこれまで交付されておりましたが、平成24年度からは児童手当及び子ども手当特例交付金部分がなくなりました。これによりまして住宅借入金等の特別税額控除による減収補填分のためだけの交付金となったところでございます。大きな減額になりまして、国の見通しでもおおむね67.1%の大幅な減額となるということが予想されましたが、本市におきましては5,153万5,000円の収入となりまして、52.1%の減額にとどまったところでございます。

続きまして、10款の地方交付税の収入済額になります。52億5,051万6,000円の収入となっております。内訳といたしましては、備考欄に記載のとおり普通交付税としまして46億4,038万6,000円、特別交付税としまして6億1,013万円のそれぞれ収入となっております。普通交付税につきましては対前年度で比較しますと1億3,893万8,000円余り、3.1%の増額ということになっております。

増額の理由としましては、国におきましては地方の財源不足状況を踏まえて、地方交付税総額を出口ベースにおきまして約811億ほど増額をしたところでございます。これによりま

して、社会保障関係の自然増が対応されているところでございますが、本市におきましてもこの社会保障の関係になります生活保護費、高齢者の保健福祉、これらの増によりまして基準財政需要額がおおむね5,000万円ほど伸びたということ、それから、基準財政収入額が地方特例交付金の減収によりまして約8,000万円ほどの減収となったということで、差し引き財源不足額が前年より1億3,800万円ほど増額になったということで、差し引き財源不足額としまして交付税が伸びてきたというところでございます。

特別交付税につきましては1,031万2,000円の増ということで、この特別交付税につきましては、それぞれ各市の特殊財政事情によりまして増減が図られているというところでございます。

11款の交通安全対策特別交付金につきましては、道路交通法の規定によりまして納付される反則金、これを収入の原資としまして交付される交付金でありまして、前年度より3.9%減額となります1,804万6,000円の収入となっております。

以上、11款までの交通安全対策特別交付金までの説明とさせていただきます。よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○委員長（有泉庸一郎君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

第2款から第11款までです。

質疑ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（有泉庸一郎君） なければ、質疑を終了します。

これで第2款地方譲与税から第11款交通安全対策特別交付金についての審査を終了します。

次に、第12款分担金及び負担金、第13款使用料及び手数料について一括で説明を求めます。

坂本企画財政課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） それでは、続きまして、12款の分担金及び負担金から13款の使用料及び手数料についてご説明を申し上げます。

決算書におきましては18ページ、19ページからになります。よろしくお願いをいたします。

なお、説明の内容におきましては主なものということで説明をさせていただきますが、ひとつよろしくお願いをいたします。

まず、12款の分担金及び負担金の収入済額は4億4,814万7,219円。前年と比較しますと

594万493円、1.3%の減額であります。内容につきましてはおおむね前年度と同様な内容となっております。

まず、1項の負担金、2目の民生費負担金につきましては1節社会福祉費負担金。老人福祉施設の入所者、身体障害者施設利用者からの負担金でございます。また、自立支援給付認定審査会共同設置者であります中央市及び昭和町からの負担金もここに含まれております。

2節の児童福祉費負担金につきましては、公立私立の保育所の保護者からの保育料、放課後学童保育の負担金でございます。不納欠損額が40万7,000円、6人となっております。

3目の衛生費負担金、1節の保健衛生費負担金につきましては、健康診断の受診者の負担金でございます。

4目の労働費負担金、1節の労働費負担金でございます。峡中広域シルバー人材センター負担金ございまして、中央市及び昭和町からの負担金であります。これは前年度と同額となっております。

5目の農林水産業費負担金、1節の農業費負担金につきましては、菖蒲沢エリアの畑地帯総合整備事業の受益者からの給水栓の設置負担金でございます。1基ございました。

9目の1節教育費負担金につきましては、ことばの教室共同設置者負担金で、これにつきましては南アルプス市、中央市、昭和町からのそれぞれの負担金でございます。

13款の使用料及び手数料の決算額は1億8,974万5,259円。前年比較でいきますと496万6,788円の減で、2.4%減収となっております。

使用料及び手数料につきましては、関係する使用料条例等によりまして、その額が定められておりまして、基本的に収入額に大きな変動はございませんでした。

まず、1目の総務使用料、1節の行政財産使用料につきましては、市有地に建ちます東電及びN T Tの電柱等の行政財産使用料、それから、各庁舎にあります自動販売機等にかかります使用料でございます。451万8,121円となっております。

2目の民生使用料については、竜王の東児童センターの使用料でございますが、収入がございませんでした。

3目の衛生使用料につきましては1,354万1,501円となっております。

20ページ、21ページのほうをお願いいたします。

1節が保健施設の使用料、これは各保健福祉センターの使用料でございます。2節のほうが火葬場使用料、これはやすらぎ聖苑の使用料でございます。まず、竜王の保健福祉センターにおきましては、デイサービスセンター、それから介護認定審査会等の使用料ござい

す。敷島のセンターにおきましては歩行浴プールまたは軽運動場の使用料でございます。双葉のセンターにおきましては、やはり社会福祉協議会、それから介護協会等の使用料となっております。ちなみやすらぎ聖苑の利用件数につきましては、平成24年は説明があったとおり、547件ということで使用料を徴収したところでございます。

4目の労働使用料、1節の勤労者施設使用料につきましては、勤労青少年ホーム、働く婦人の家、勤労者会館等のそれぞれ使用料でございます。

5目の農林水産業使用料、1節の農林水産施設使用料につきましては、敷島の自然休養村の管理センターの使用料でございます。2節のクラインガルテン使用料につきましては、15組分の入会金の収入、それと滞在型及び日帰りのそれぞれ市民農園の使用料の収入となっております。

7目の土木使用料、1節の公共物使用料につきましては、道路法、河川法等の適用を受けない道水路、俗に言われます赤道、青道等の公共物になりますが、これらの使用料でございます。2節につきましては道路使用料、これにつきましては電柱等の道路占有料となっております。3節の公園施設の使用料につきましては、赤坂台の総合公園を初めとしました各市内の公園の施設の使用料となっております。これらについても全てそれぞれ条例に基づいた使用料を設定しているところでございます。4節の住宅使用料につきましては、市営住宅の使用料でございます。住宅の使用料のところでは収納率は現年度分が93.8%、過年度分が9.8%ということで、それぞれ平成24年は収入をさせていただきました。対象となっている団地数は13団地、256戸が対象となっております。続きまして、5節竜王駅の南北自由通路使用料につきましては1件の使用料となっております。自由通路を1件1日使用した料金となります。6節の竜王駅前広場使用料につきましては、駅前広場の短時間駐車場等を利用した場合の使用料であります。内容としましては、バスの乗降場の使用料、タクシー駐車場の使用料、南北短時間駐車場の使用料の3種類の収入となっております。

22ページ、23ページをお願いいたします。

次に、9目の教育使用料になります。1節の幼稚園の授業料につきましては、敷島幼稚園の授業料となっております。平成24年の園児数につきましては67人ということで使用料の徴収をいたしました。2節が社会福祉施設使用料につきましては、敷島総合文化会館、各公民館及び各地域ふれあい館等の使用料となっております。3節の図書館使用料につきましては、竜王図書館の使用料でございます。4節のスポーツ施設使用料につきましては、社会体育施設、学校体育施設等の使用料でございます。

次に、2項の手数料でございます。各手数料につきましては、甲斐市の手数料条例におきまして規定されているところであります。収入済額は全体で5,325万2,720円で、前年度比較では390万3,090円の増、7.9%増額でございます。内容としましては、おおむね前年と同水準の収入の内容となっております。ただ、増減の要因としましては、開発申請等の手数料が平成24年度は増額したところでございます。

1目の総務手数料の1節総務手数料につきましては、主に税務課及び市民課の各種証明の手数料、また2節では督促手数料についてそれぞれ収入をいたしております。

2目の民生手数料につきましては、保育料の督促手数料を計上しましたが、収入はありませんでした。

3目の衛生手数料、1節の保健衛生手数料につきましては、主に狂犬病の予防接種や犬登録等の手数料でございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。

5目1節農林水産業手数料につきましては、農業振興地域の農用地の証明手数料でございます。47件の収入となっております。

7目の1節土木手数料につきましては、開発行為の申請手数料、屋外広告物の申請手数料等の収入でございます。

8目の1節消防手数料につきましては、火薬類の許可に伴います手数料ですが、許可申請が2件あったところでございます。

以上、手数料までの説明とさせていただきます。よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○委員長（有泉庸一郎君） 説明が終わりました。

第12款、第13款についての審査を行います。

米山委員。

○委員（米山 昇君） ちょっと3点ほどお聞きしますが、19ページに児童福祉費の負担金で不納欠損が40万7,000円、先ほど6人という説明がありましたが、保育料かなと思いますが、不納欠損した理由というか、どういう理由で不納にしたんでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 笹本部長。

○福祉健康部長（笹本嘉朝君） お答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、保育料の関係でございます。これにつきましては保育料の関係の中で内容といたしますと所在不明2世帯3人分、時効に係るもの3世帯5人分、それから、生活保

護への切りかえ1世帯ということで2人分、以上の内容で不納欠損とさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） そうすると時効等もあるということですから、かなり長い間というか5年以上の長きにわたって指導してきたけれども、どうにもならないという状況だろうと思いますが、真面目に納めている人もいるわけですから、できるだけ不納欠損をしないような形でできるだけのご努力をお願いしたいと思います。

次に、21ページに住宅使用料で256戸のうちでまだ1,900万円余の未済がありますが、これは年度内にやはり納め切れなくて、これだけ滞納というか繰り越してしまっているという解釈でしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 米山部長。

○建設産業部長（米山徳彦君） 住宅使用料の関係にお答えをいたします。

平成24年度は256戸に調定をしまして、収納率が93.82ということで、昨年より2.44ポイントアップして現年は努力しました。しかし、過年度が9.80%というパーセント、収納率でありまして、その前は12.11%でありましたけれども、2.31ポイントダウンしております。要は過年度の182万1,800円、それから現年度の数値等が残りまして、前年より多かったわけですが、やはり現年の数字が過年へ行くというようなことで残ってしまったと。1,900万が残ってしまったということでございます。

以上でございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） こちらのほうも大変だと思いますけれども、できるだけご努力をされるようお願いいたします。

もう1点、23ページにスポーツ施設の使用料5万7,780円、これマイナスというか三角、収入未済が三角ですから、これだけ多く入ったという、過払いという解釈でしょうか。これはいずれ返すという。年度をまたいで返すという解釈でよろしいですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 金丸部長。

○教育部長（金丸 博君） 今、米山委員が申し上げたように、うちのほうも調定の収入と調定の調定漏れというか、そういうことでその分だけ余分に入ってしまった。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですか。

鈴木会計管理者。

○会計管理者（鈴木澄雄君） 今のケースは本来使用料等は同時調定というふうな形になるところですが、実際に調定が現金が先に入ってきたと。あと調定が後になったというふうなケースですから、表示したのはマイナスというふうな形になっておりますけれども、よろしくお願いたします。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 23ページの図書館の使用料というのはどういったケースで図書館の使用料。

○委員長（有泉庸一郎君） 金丸部長。

○教育部長（金丸 博君） 図書館の使用料につきましては、竜王図書館の会議室の使用料でございます。視聴覚室、それに会議室がありまして、その9件の申し込みがございまして、その使用料が1万6,400円でございます。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 21ページの竜王駅の南北自由通路使用料は、これは1件ありましたけれども、どこにお貸ししたのか。

〔「キオスクだ」と呼ぶ者あり〕

○委員（保坂芳子君） キオスクの工事。

○委員長（有泉庸一郎君） いいですか。答えましょうか。

米山部長。

○建設産業部長（米山徳彦君） お答えします。

キオスクの改装がありまして、1日南北自由通路を借用したということで、972円が入っております。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 21ページの土木使用料の中の公共物の使用料、1の公共物、

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員、ちょっと声を大き目に。

○委員（樋泉明広君） 1の公共物使用料ですが、赤道、青道ということで先ほど説明ありましたけれども、何カ所、何メートルでこれが出されているのか。120万6,617円になっているのか教えてください。

○委員長（有泉庸一郎君） 米山部長。

○建設産業部長（米山徳彦君） 公共物の使用料、これは道路法に基づく、それは河川法にもありますけれども、赤道、青道の関係でございます。電柱が429本、26万3,561円、概略でよろしいでしょうか。単価は614円ということ。それから東電とか東日本電電のほうから入っております。それから、電線ですね。これは日本ネットワークサービス3万30円ほど入っております。埋設管というのがありまして、これは4,270.74メートル、金額で90万7,322円ということで、プロパンガスの関係やら帝国石油、それから東京ガス等々でございます。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） いいですか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 2番の道路使用料についてですけれども、道路占用料、これは東京電力の電柱とNTTも入っているのでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 米山部長。

○建設産業部長（米山徳彦君） お答えします。

これについては道路の占用料ということで、これは市道等の、農道も入りますけれども、の使用料。大まかに言いますと電柱757本、それから先ほど言った電線とか、それから埋設管等々がありまして、市道の中に入っている、その市道の上を走っていると。地下ケーブル、東電、それから東日本電電、ヤマコウと。標識もあります。帝国石油等が支払ったお金であります。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいでしょうか。いいですね。

ほかに。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 21ページの住宅使用料ですが、かなり未納があるんですが、未納が重なった場合、退去とか、そういった問題は出てくるのでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 米山部長。

○建設産業部長（米山徳彦君） これは昨年建設経済常任委員会でもお話をさせていただきましたけれども、明け渡しの訴訟という形に最終的にはなると思います。一生懸命職員も努力をしまして、臨戸で訪問をしまして徴収に励んでおりますけれども、どうしても払ってくれないと。当然お金がないということなのですが、均衡が保てないということの中で再三話している3件ほどちょっと余りうまくない方がいらっしゃいます。最終的には提訴という形

になりますので、そこまでしっかり徴収に励んで、それでもだめであれば議会にお願いをしまして、明け渡し訴訟ですね。そちらのほうへ進んでいく形となりますけれども、できるだけそういうふうにならないように努力したいと思います。

○委員長（有泉庸一郎君） いいですね。

ほかにないようですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） 以上で質疑を終了します。

これで第12款分担金及び負担金、第13款使用料及び手数料についての審査を終了します。

次に、第14款国庫支出金及び第15款県支出金について説明を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） それでは、引き続きまして、同じページになります。24ページ、25ページ、中段からになります。よろしくお願いをいたします。

第14款の国庫支出金でございます。決算額となります収入済額は29億7,139万8,509円で、前年度に比較しまして1億1,717万1,655円余り、率にしまして約3.8%の減額となっております。

それでは、内容のほうを順次説明をさせていただきたいと思います。

まず、1項の国庫負担金でございます。国庫負担金では関係法令に基づきます割合によりまして国がその経費を負担するもので、収入済額は23億6,740万5,579円となっております。

まず、2目の民生費国庫負担金、1節の社会福祉費負担金につきましては、障害者の自立支援医療費や介護給付費等にかかわります経費の負担金でございます。2節のほうになりますが、児童福祉費負担金につきましては、市内の私立保育園等の運営費に対します負担金でございます。保育所の措置費の負担金としましては、運営経費の2分の1、市内の私立保育園の9園にかかわります運営費等でございます。3節の児童手当の負担金につきましては、児童手当法の一部改正によりまして、6月分から所得制限が適用されることになりました。国と地方の負担割合の見直しがこの時点で行われたところであります。平成24年の9月補正で3節の児童手当負担金を当初ゼロということで予算計上がありませんでしたが、7億7,303万2,000円をこの見直しによりまして増額するとともに、7節の子ども手当の負担金を当初10億7,449万2,000円あったものを8億5,572万7,000円減額するというので、子ども手当の負担金につきましては補正後が予算額2億1,876万5,000円ということで予算を積み直したところでございます。収入済額につきましては、そこにあるとおりでございます。4節の

ほうの児童扶養手当の負担金につきましては、児童扶養手当法に基づきます市が支給する児童扶養手当に要します経費に対する負担金ということで、児童扶養手当の負担金率は3分の1の負担率ということになっております。

26ページ、27ページのほうをお願いいたします。

5節の保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険の保険者支援としまして一般会計から国保会計へ繰り入れる政令によりまして算定した額を基準としまして交付される負担金でございます。国が2分の1を負担するということになっております。続きまして、6節の生活保護費の負担金につきましては、市が指名いたします被保険者の生活保護費に要します経費としまして、国がその4分の3を負担するものでございます。この金額につきましては、対前年から9,967万2,000円ほどおおむね22.8%、平成24年は増額したところでございます。7節の子ども手当負担金、収入済額が2億1,996万6,331円ということで、先ほどご説明をさせていただきました。これにつきましては平成24年の6月期に支払いとなります平成24年度の2月、3月分、これを平成23年度の子ども手当の特別措置法に基づいて支払われるために、ここへ2カ月間の収入ということで手当負担金を収入したところでございます。

次に、3目の衛生費の国庫負担金、1節の保健衛生費負担金は、がん検診の推進事業の経費のための負担金でございます。保健事業費の負担金が795万3,000円等で、感染予防の事業費に対します国庫負担金はおおむね2分の1ということになっております。

次に、2項の国庫補助金のほうのご説明をさせていただきます。これにつきましても項目が非常に多うございますので、重立った対象事業につきましてご説明を申し上げていきたいと思っております。

まず、1目の総務費の国庫補助金、1節の総務管理費補助金、これにつきましては地域の元気臨時交付金でありまして、繰越明許費の特定財源となったものでございます。これにつきましては、機動的または弾力的な経済財政運営の一環ということで、国におきまして大型補正予算が編成されました。いわゆる15カ月予算という考え方の中で補正がされたところでございますが、これは平成24年度度限りの特別措置ということで、経済対策の経済の活性化、それから雇用の創出を図るということで交付金が創設されまして、それぞれ地方負担額に応じまして配分となる交付金でございます。本市におきましても、3月補正におきましては11事業を計画しまして、あわせて繰越明許費の設定をして取り組んだところでございます。平成25年になりまして地域の元気臨時交付金というので5億5,315万4,000円の内示額を正式にいただいたところでございますが、これにつきましてはまた25年度の決算のほうでご説明を

させていただくことになると思います。

2目のほうの民生費の国庫補助金、1節の社会福祉費補助金につきましては、地域生活支援事業費の補助金、これは2分の1になります。障害者の自立支援法に基づきまして市が行う事業ということで、1,503万5,000円の収入でございます。障害程度区分の認定等の事業費補助金、これもやっぱり2分の1になりますが、自立支援の給付認定審査会の経費としまして44万円でございます。セーフティネットの支援対策事業補助金、これは10分の10になります。向精神薬、それから頻回受診点検のためのレセプト点検費などに充てた費用でございます。46万9,000円となっております。2節のほうでは児童福祉費補助金、子育て支援サービスの提供等のために交付されます次世代育成対策費の交付金としまして902万3,000円でございます。母子家庭等対策総合支援事業補助金につきましては、母子家庭の自立支援事業、これの4分の3に相当するものを収入するものでございまして、100万8,000円の収入となっております。

5目の農林水産業費国庫補助金、28ページ、29ページのほうへ移らせていただきます。

1節の農業費補助金、内容につきましては、まず、社会資本整備総合交付金、これにつきましては敷島、双葉地区の都市再生整備計画に基づきまして実施しました竜王ため池の管理造成事業、これに対します交付金でございます。すみません、リュウジのため池管理でございます。

次に、7目の土木費の国庫補助金、1節の土木費の補助金につきましては、住宅建築物の耐震改修等の事業費の補助金でございます。国が2分の1の補助をするものでございます。内容的には個人木造住宅の耐震診断に対します補助、個人木造住宅の耐震診断設計に対する補助等がございます。また、これに加えまして地震ハザードマップの作成の補助金も収入をいたしました。ここの項目にも同じく社会資本整備の総合交付金がございます。これにつきましては地域住宅の交付金ということで、甲斐市の冷間団地の建設設計業務の委託料、これの補助金をいただいております。また、長寿命化の修繕計画の策定事業の補助金、これにつきましては橋長が15メートル未満のおおむね116の橋の点検調査に対します補助金でございます。4節の都市計画費の補助金につきましては、志麻の里の防災公園整備事業、また大袋大久保線の道路整備事業の交付金、社会資本整備の中におきましては塩崎駅周辺整備事業、開発1号線、滝坂希望ヶ丘線、これらの主要幹線等の整備事業のための補助金として収入をさせていただいております。

次に、8目の消防費の国庫補助金、1節消防費補助金につきましては、やはり社会資本整

備総合交付金ということで66万7,750円、ハザードマップの助成としまして収入しました。また、地域防災力の向上支援事業の補助金につきましては、衛星携帯電話、それから発電機等の購入助成となっております。

9目の教育費国庫補助金、1節の小学校費補助金につきましては、要保護の就学就園費の援助費の補助金、学校施設の環境改善交付金等の収入となっております。僻地児童の生徒の援助費の補助金につきましては、敷島小学校でのスクールバスの更新に伴う補助金を2分の1収入したところでございます。2節の中学校費の補助金につきましては、中学校の要保護の就学援助費の補助金、学校施設の環境改善交付金、これは玉幡中学校のプール改修になります。また、社会資本整備の総合交付金、これは竜王中学校の給食室の改築工事になります。これらのそれぞれ補助金を収入させていただきました。3節の幼稚園費補助金につきましては、幼稚園の就園奨励費の補助金でございます。4節の社会教育費補助金につきましては、埋蔵文化財の包蔵地の試掘調査のための埋蔵文化財調査事業の補助金でございます。社会資本整備総合交付金につきましては、竜王南部地区の南部公民館耐震改修の事業としまして補助金を収入いたしております。

30、31ページをお願いいたします。

5節の保健体育費補助金、やはり社会資本整備総合交付金につきまして、敷島体育館の天井改修工事、これの補助金として収入をしました。

次の3項の委託金、1目の総務費委託金、1節総務管理費委託金につきましては、自衛官募集事務の市町村交付金4万2,000円でございます。2節の戸籍住民基本台帳費委託金につきましては、外国人登録の事務の委託でございます。

2目の民生費委託金、1節社会福祉費負担金につきましては、国民年金事務の事務費の交付金でございます。2節の児童福祉費委託金につきましては、特別児童扶養手当の事務にかかります交付金でございます。

次に、15款県支出金についてご説明を申し上げます。

収入済額につきましては15億739万6,301円で、前年と比較しまして3,000万円余り、2.0%の減額となっております。これは2項の補助金におきまして緊急雇用創出事業の補助金の大幅な減額によるものでございます。対前年でおおむね7,800万円程度の減額となったところによるものでございます。

1項の県負担金、2目の民生費県負担金、1節の社会福祉費負担金につきましては、生活保護費及び障害者の自立支援医療費の県負担金でございます。生活保護費、障害者自立支援

医療費、障害者自立支援給付費等のそれぞれ細項目に分かれております。2節の児童福祉費負担金につきましては、市内の市立保育園の運営費に対します県分の負担金でございます。先ほど申しました国が2分の1、県は4分の1の負担金ということになっております。3節の児童手当負担金につきましては、やはり国庫と同じく、これにつきましても平成24年度手当法の改正によりまして、やはり積み残しが行われたところでございます。9月補正でやはりそれぞれの増減をさせていただき、調整をさせていただきました。

32ページ、33ページのほうをお願いしたいと思います。

4節の保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険と後期高齢者の医療保険の基盤安定の負担金でございます。県が4分の1の補助負担となっております。5節のほうの子ども手当の負担金は、子ども手当にかかります県の負担金ということで、国庫と同じくやはりそこに積み直しをしまして、補正で収入をさせていただいたところでございます。

3目の衛生費の県負担金の1節保健衛生費負担金につきましては、予防接種事故救済事業に要します経費で、県の負担金となっております。

次に、2項の県補助金、1目の総務費県補助金、1節の総務管理費補助金は、山梨県の消費者行政活性化交付金となります。市が行う消費生活への取り組みに要する経費としましてそれぞれ補助をいただいております。2節の企画費補助金につきましては、山梨縣市町村自主運営バス補助金ということで、廃止路線を山梨交通に委託している自主運営バスに対します運行費の県の補助金となっております。

次に、2目の民生費の県補助金、1節の社会福祉費補助金につきましては、収入済額が1億5,848万3,613円。内容はいろいろありますが、備考欄に書いてあるとおりということで、老人医療費支給事業から始まりまして、それぞれ各種県の補助金を収入したところでございます。ただ、一番最下段の生活困窮者の支援対策事業費補助金、これは10分の10になりますが、平成24年度の新規事業としまして収入いたしたところでございます。

続きまして、34ページ、35ページのほうになりますが、2節の児童福祉費補助金につきましては、収入済額1億5,304万2,992円ということで、ひとり親家庭の医療費の助成事業補助、それから放課後児童対策の事業の補助金等々でございます。これにつきましても備考欄のほうに収入の科目、それぞれ記載をさせていただきましたので、よろしく願いをいたします。

次に、3目の衛生費県補助金、1節の保健衛生費補助金につきましては、妊婦健診の審査臨時特例交付金、これにつきましては公費負担を14回ということで拡大した分に対します交付金の収入でございます。保健増進事業費補助金につきましては、健康増進法に基づきます

保健相談、健康手帳の交付の事業を対象にその3分の2を交付を受けたということでそれぞれ収入をさせていただいております。それから、子宮頸がん等のワクチンの促進等にかかわります臨時特例交付金も収入をさせていただいております。

次に、4目の1節労働費県補助金につきましては、緊急雇用の創出事業の補助金でございます。雇用機会を創出するための実施に対します10事業に対しまして県の補助金をいただいたところでございます。収入額は5,005万4,197円というところでございます。

5目の農林水産業費県補助金、1節の農業費補助金につきましては、農業委員会の補助、それから中山間地域等の直接支払推進事業等の補助金でございます。その他備考欄のほうに補助名称を記載させていただきましたので、よろしく願いをいたします。

36ページ、37ページのほうをお願いいたします。

2節の林業費補助金。造林事業の補助金につきましては、昇仙峡エリア、それから双葉、敷島エリアの松くい虫の防除対策事業として収入したところでございます。3節の地籍調査費補助金につきましては、敷島地区の地籍調査の補助金でございます。

7目の土木費県補助金、1節の土木費補助金につきましては、国庫でもございましたが、木造住宅の耐震診断、耐震改修に対します県分の補助金でございます。内容につきましては、先ほど説明をいたしました国庫と同じ内容区分でそれぞれ県の補助金を収入させていただいたところでございます。

8目の1節消防費県補助金、これにつきましては衛星携帯電話、それから発電機等の購入助成、それから山梨県の孤立集落の通信対策強化事業の補助金ということで、上積みされたものの収入をそれぞれ計上させていただいたところでございます。

9目の教育費の県補助金、1節小学校費補助金、2節の中学校費補助金、4節の幼稚園費の補助金、これは存置になりますが、各それぞれこれにつきましては市が5名の被災児童・生徒へ支出をしました就学支援費に対します10分の10の県からの補助金でございます。3節の社会教育費補助金につきましては埋蔵文化財の調査の補助金ということでございます。

続きまして、10目の公債費県補助金になります。

38ページ、39ページのほうをお願いいたします。

1節の公債費の県補助金につきましては市町村振興資金、辺地振興資金等の元利補給金ということで、県からそれぞれ20%、40%収入したものでございます。

3項の委託金、1目の総務費委託金、1節の総務管理費委託金につきましては、土地利用規制対策に対します県の交付金であります。2節の選挙費委託金、これにつきましては、平

成24年の12月16日に執行されました衆議院議員総選挙にかかわります委託金でございます。
3節統計調査費の委託金につきましては、学校基本調査、それから経済センサス等の各種統計調査の交付金でございます。7 統計事業調査につきましてはそれぞれ委託金の収入をさせていただきます。4節の移譲事務の交付金につきましては、県の移譲事務に対します交付金でございます。平成23年から墓地とか納骨堂等の経営許可等の権限が市に移譲されたということで、多少この部分については県からは減額になっているというところでございます。5節の徴税費の委託金につきましては、個人県民税の徴収の取り扱いに対します交付金でございます。平成23年の決算額では1億1,669万1,000円程度でございました。平成24年は1億1,367万8,000円ということで、多少減額というようなことで収入をさせていただいているところでございます。6節の在外選挙人名簿登録事務交付金につきましては、在外選挙人名簿の登録事務にかかわります経費を交付を受けるものでございます。

2目の民生費の委託金、2節の生活保護費の委託金、中国残留邦人の援護事務委託金でございます。支援相談員の配置に対します委託金として収入をしたところでございます。

3目衛生費の委託金、1節の環境衛生費委託金につきましては、自然環境保全地区の管理の委託金でございます。

5目の農林水産業費委託金でございます。

40、41ページをお願いいたします。

1節の農業費委託金につきましては、県の土地改良事業の事務委託金でございます。

8目の教育費委託金、2節の社会教育費委託金は、県文化財保護条例の事務委託金でございます。3節の保健体育費補助金につきましては、釜無川スポーツ公園の管理の委託金ということで、昨年と同額の212万5,000円の収入でございます。

以上、15款までの説明となります。よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○委員長（有泉庸一郎君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

これより第14款と第15款について質疑を行います。

質疑ございますか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 聞き落としたのかもしれませんが、もう一度お聞きします。27ページお願いします。26、27で民生費の国庫補助金の中で児童福祉費の補助金、予算上は2億2,350万ほどありますが、補正を2億1,000万円ほどしておりますが、実際には入ったのが

1,000万調定額があるんです。収入も一緒ですが。これは何を補正増をしたわけでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 失礼をいたしました。民生費の国庫補助金のところで2億1,000万程度補正をしているということでございますが、この補正の内容としましては、次世代育成計画に対します増額の補助金、それから、地域生活支援等に対します補正、また、一番大きいのが社会資本整備の地方負担額であります元気交付金、この事業費のほうの補正を一応させていただいたということで2億1,000万の補正をさせていただいたということでございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 補正はわかったんですが、結果としては24年度中に1,000万円しか収入がなかったということになるわけですよね、決算上ね。そうすると2億円を超える額が、長くというか歳入欠陥という形にならざるを得ないと思うんですが、その辺はどういう処置をするのでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 今説明をさせていただきました元気臨時交付金、これが社会資本整備総合交付金の地方負担額について平成24年度の大型補正予算ということで3月に補正をさせていただいた。これが2億1,000万ほど収入をそこで補正をさせていただきましたが、その分につきましては平成25年度のほうに繰越明許費ということで繰り越しをさせていただいたということで、その分につきましては収入がなかったということになりますので、平成25年のほうで今度は収入を受けるとい形になりますから、そこは収入が非常に少なくなっているというところでございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） そうすると、当然減のほうへもこの分は計上してあるわけですよね。一度計上して25年度へ繰越明許にしてあると。財源としても一緒に持っていつているという形をとらなければ歳入歳出合わないわけですが、そういう処置をとる場合には歳入はこういう形で欠陥で、決算上は大きな財源不足のような形になるわけですが、会計処理上はこの形でよろしかったでしょうかね。

○委員長（有泉庸一郎君） 坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 繰り越す方法というのはいろいろございますが、調定をして、特定財源とはっきり金額を特定させて繰り越す場合、それから、収入がはっきり国庫補

助金ではありますが、はっきり確定をしないということで、調定を起こさずにそのまま繰り越しをして、翌年度のほうで調定を起こして、はっきり確定したところで調定を起こすという方法の2種類ございます。この場合は元気臨時交付金はまだはっきり確定がされなかったということでございましたので、今回につきましては調定を起こさずに、とりあえず繰越明許ということで財源をつけて翌年度に繰り越しをさせていただいたというような関係になっております。

○委員長（有泉庸一郎君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 通常はこちらのほうも今言ったような処理上は歳入のほうへは盛っておいて、繰り越しのときに明許のほうの歳出のほうの財源内訳として国庫がこれだけある。歳入のことですね。そうすると、歳出のほうの繰越明許の財源内訳として国庫補助金のほうは入っていないという解釈でよろしいですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 繰越明許調書のほうでは当然ある程度この予算を盛った同額のものを特定財源ということで未収入特財で繰り越しをさせていただくということになります。本来ですと1つの方法としましては、調定を起こして収入未済額のところに数字が入って、備考欄のほうに未収入特定財源というような格好で明記する場合もございます。たまたまこの元気臨時交付金につきましては確定したのが本年度になってからということになりますので、この場合、実務程度等でもちょっと調べさせていただきましたが、調定を起こして繰り越してもよろしいし、調定を起こさなくてそのまま流して、翌年度のほうに繰越明許費調書のほうで明記をさせて、25年度に収入させてもいいという両方のあれがありましたので、そのような方法でとりあえず25年のほうは繰越明許調書で繰り越しをさせていただき、25年度で決算をさせていただくということで処理をさせていただきました。

○委員長（有泉庸一郎君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） わかりました。今までは先ほど言ったような形で繰り越しをして、それを財源として歳出のほうも一緒に繰り越しているという処理をしていたもので、新しい方式というか、そういう形でもあり得るということですので、それはそういう形でもいいということにしておきます。

次に、36ページ、ちょっとお聞きいたしますが、あと1カ所ほかにもありますが、第7款の土木費の中でこちら900万円ほど補正をしておりますが、実際歳入として入ってきたものは190万円ほどということで、こちらのほうも同じような考え方でしょうか、今と。

○委員長（有泉庸一郎君） 米山部長。

○建設産業部長（米山徳彦君） 企画財政課長が申し上げたとおり、元金交付金の関係もありまして、年度の後半で補正をさせていただいて、繰り越して平成25年度の予算で執行しているという状況です。

○委員（米山 昇君） わかりました。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですか。

○委員（米山 昇君） はい。

○委員長（有泉庸一郎君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（有泉庸一郎君） なければ、これで質疑を終了します。

第14款国庫支出金及び第15款県支出金についての審査を終了します。

お諮りしますが、どうしましょうか。ここでちょっと休憩を入れますか。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 4時00分

○委員長（有泉庸一郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、名取委員は早退の旨の連絡がありましたので、報告します。

次に、第16款財産収入から第19款繰越金について一括で説明を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） それでは、16款の財産収入から19款の繰越金につきまして一括でご説明をさせていただきます。

ページ数につきましては40ページ、41ページをお願いいたします。

まず、16款の財産収入でございます。収入済額が2,563万3,804円で、前年より858万5,676円の増額となっております。これは遊休不動産等の売り払い収入があったことが要因で増額をいたしました。

1項の財産運用収入につきまして、1目財産貸付収入、1節の不動産貸付収入につきましては、普通財産の貸付収入でございます。

2目の利子及び配当金、1節の利子及び配当金につきましては、財政調整基金を初めとします12の基金に対します預金利子でございます。なお、項目につきましては備考欄のほうにそれぞれを記載させていただきましたので、よろしく願いをいたします。

続きまして、2項の財産売払収入、1目の不動産売払収入、1節不動産売払収入でございますが、市所有の不動産の売却収入でございます。収入が1,722万3,271円ということでございます。

続きまして、17款の寄附金、1目の一般寄附金です。

42ページ、43ページをお願いいたします。

1節の一般寄附金につきましては、地域振興の活用のためということで個人1名とサントリーワインインターナショナルのほうからそれぞれ2件でございますが、寄附がございました。2節のふるさと寄附金につきましては、30件の51万5,000円の収入となっております。

3目の福祉費寄附金、1節社会福祉費寄附金につきましては、老人福祉推進のためということで、個人と山梨県年金受給者協会甲斐支部のほうから寄附がありました。合計で67万4,355円となっております。2節の児童福祉費寄附金につきましては、児童福祉推進のための名目で甲斐市商工会の女性部、それからいちやまマート及び個人からということで3件の寄附がございました。合計で7万3,000円でございます。

4目の1節衛生費寄附金につきましては、ユニー株式会社から有料レジ袋の売り上げの一部を環境衛生事業のためにということで寄附されたものでございます。

次に、18款の繰入金でございます。1項の基金繰入金は基金別にご説明を申し上げさせていただきます。

1目の財政調整基金からは、財源の不足分を補填するために8億7,498万8,000円を繰り入れさせていただいております。

3目の減債基金からは、公的資金の補償金免除繰上償還及び任意の繰上償還を行うために1億2,890万円の繰り入れをさせていただきました。

7目の市営住宅の事業、基金繰入金につきましては、2,700万円を繰り入れ、市営住宅の整備事業に充当したところでございます。

8目の公共施設等整備基金繰入金につきましては、5,500万円を繰り入れしたところでございます。竜王中学校等の給食室の改修事業等の施設整備のほうに充当させていただいたところでございます。

12目の地域振興基金繰入金につきましては、平成24年度のサテライト双葉からの競輪場外

車券場の地元対策費の相当分、これをを乳幼児医療費の助成事業ということで繰り入れをさせていただいたところでございます。

次に、2項の特別会計の繰入金でございます。

44ページ、45ページをお願いいたします。

3目の1節介護保険特別会計繰入金につきましては、前年度の介護保険給付費の決定に伴います一般会計繰入金の精算に伴う繰り入れとなっております。4,522万6,553円の繰り入れをさせていただいたところです。

8目の1節住宅開発事業特別会計繰入金につきましては、冷間分譲地の6区画を売り払いました収入を受け入れ、市営住宅事業基金に積み込みをしたものでございます。売り払いが1,107平米、3,516万円ほどでございます。

10目の1節介護サービス特別会計繰入金1万8,076円になりますが、それと11目の1節後期高齢者医療特別会計繰入金16万1,458円、これにつきましても前年度決算に対しますそれぞれ精算の繰入金でございます。

次に、19款繰越金につきましては前年度から繰越金。これは形式収支になりますが、決算額は13億652万2,139円ということで繰越金の収入をしたところでございます。

以上が19款繰り入れまでの説明となります。ご審議よろしくお願いをいたします。

○委員長（有泉庸一郎君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 42、43の地域振興基金の繰入金の中の5,653万7,000円の内訳について教えてください。

○委員長（有泉庸一郎君） 米山部長。

○建設産業部長（米山徳彦君） お答えします。

これはサテライトの関係でございます。競輪場外車券場と、それから競艇の関係の場外の舟券の環境整備、それからオートレース等の関係でございまして、地域振興基金として繰り入れたものでございます。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 舟とオートバイと競艇と。その中身について。

〔「競輪もオートも一緒だよ、みんな」と呼ぶ者あり〕

○委員（樋泉明広君） また後でいいです。

○委員長（有泉庸一郎君） 米山部長。

○建設産業部長（米山徳彦君） 申しわけありません。

サテライトの関係で、サテライト双葉の競輪場の場外車券場、地元対策費ということで3,715万8,535円。これはサテライトの売上金額の24年度、約25億ほどありました。その地元対策費の1%と道路部分の上ノ段南原線等々の関係を負担金として入れていただきました。

それから、もう一つはミニボートピア双葉の関係なんですが、戸田市の埼玉の都市競艇でございまして、これも環境整備協力費ということで1,914万6,346円ということで、これもやはり売上げが約20億円ありまして、その1%、それから場外売り場という形の中で、これは0.85%の売上げに対する、これは浜松のほうで開かれる内容ですけれども、それを合計しまして1,914万6,346円。

それから、オートレース双葉、これも昨年の12月から4カ月間、79日開催をしまして、これについては売上げが4,284万6,200円ということで、その1%、42万8,462円ということでございます。その合計でございます。申しわけありません。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

ほかにはございませんね。

〔発言する者なし〕

○委員長（有泉庸一郎君） それでは、これで質疑を終了します。

これで第16款財産収入から第19款繰越金についての審査を終了します。

次に、第20款諸収入について説明を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） それでは、20款諸収入について一括でご説明を申し上げます。

44ページ、45ページをお願いいたします。

20款諸収入でございますが、諸収入の決算額につきましては6億4,093万2,280円。前年より2億9,704万7,580円の減額になりまして、率にしまして31.7%の減額となっております。内容でございますが、1項の延滞金、加算金及び過料、1目の延滞金、1節延滞金につきましては、市税等の延滞金でございます。収入済額は2,822万9,066円ということでございます。

2項の市預金利子につきましては、歳計現金分の預金利子で、収入済額が1,139万6,464円でございます。

3項の受託事業収入、1目の民生費の受託事業でございます。

46ページ、47ページをお願いいたします。

1節の児童福祉費受託事業収入は、保育所の他市町村からの受け入れに対します収入でございます。収入済額が1,617万円となっております。

2目の土木費の受託事業収入、3節の都市計画費受託事業収入につきましては、市が行う都市計画基礎調査に対します県の負担金でございます。負担割合は2分の1ということで292万円の収入がございました。

3目の教育費受託事業、1節の社会教育費受託事業収入につきましては、都市計画道路の田富町敷島線等の道路改良に伴います山梨県からの埋蔵文化財金の尾遺跡になりますが、その発掘調査受託事業収入の収入でございます。969万円の収入となっております。

4目の総務費の受託事業、1節の管理総務受託事業収入につきましては、山梨県の広報「ふれあい」になりますが、これの配布の委託を県山梨県から受けまして、そのための受託事業収入を県から受け取ったものでございます。単価としましては10円の4回ということで、それぞれ発行部数を各自治会へ交付したところでございます。

4項の貸付金の元利収入、1目の労働費貸付金元利収入、1節の労働費の貸付金の元利収入につきましては、勤労者生活安定資金の預託金の返戻金でございます。収入済額は300万円でございます。預託先につきましては、中央労働金庫の南アルプス支店のほうへ預託したところでございます。

次に、5項の雑入。雑入につきましては、やはりいろいろ項目がございますので、重立ったものを説明させていただきます。

まず、1節の総務費の収入でございます。なお、総務費の収入の収入未済額のところに三角の1,160円という記載がございますが、これにつきましては請求書の売りさばき手数料の調定が不足したところによります記載でございますので、ご了解をいただきたいと思っております。

まず、山梨県の市町村振興協会の市町村交付金としまして1,418万2,000円の収入がございました。これは宝くじの収益金等をもって交付されるものでございます。オータムジャンボの宝くじの配分金としまして4割が均等割、6割が人口割ということで配当いただいたところでございます。

職員駐車場の使用料につきましては、職員負担分の駐車料の使用料ということの収入でござ

ざいます。

48ページ、49ページをお願いいたします。

土地改良の総代選挙の委託金につきましては、楯無堰の土地改良区の総代選挙の執行にかかります経費分の収入でございます。

コミュニティ助成事業収入につきましては、地域総合センターからの一般コミュニティの助成事業におきまして、平成24年度は2つの自治会、金剛地と清川地区連合会になりますが、それぞれ2件採択されまして、備品購入をした助成金でございます。

広告掲載収入につきましては、市のホームページのバナー広告の掲載料及び議会だよりへの広告掲載収入でございます。

2節の民生費収入、一時的保育促進事業を初めとしまして、生活保護費の返還金、重度高額療養費の給付金等の収入となっております。

子育て支援課のその他の収入につきましては、竜王の中央保育園での太陽光発電の売電収入ということで記載をさせていただきました。

50ページ、51ページのほうをお願いいたします。

山梨県の後期高齢者の医療訪問指導業務委託料、それから地域再生可能エネルギーの熱導入の促進事業の補助金でございます。これが重立ったところになっております。この事業につきましては山梨県の後期高齢者の医療広域連合からの派遣職員分、それから市が行います人間ドック等の総合検診に対します補助金をそれぞれ雑入として収入したところでございます。

3節の衛生費収入、リサイクル品等の売り払いの収入でございます。紙類、段ボール、アルミ、スチール缶、それぞれリサイクル品として売り払いをした収入となっております。それから、指定ごみの売り払いの収入としまして3,460万円ほどの収入を計上させていただきました。

4節の労働費の雑入につきましては、勤労青年ホーム、働く婦人の家等の公衆電話の使用料でございます。

5節の農林水産業費雑入につきましては、農業者年金の業務の事務委託の事業収入、これにつきましては農業者の年金基金からの手数料でございます。土地改良施設の維持管理適正化事業の交付金につきましては、山梨県土地改良事業団連合会からの適正化にかかります交付金でございます。これにつきましては対象事業の90%の交付を受けるという交付金でございます。

6節の商工費雑入につきましては、サテライト双葉の競輪場場外車券場の地元対策費及び競艇場の舟券売り場の環境整備の協力金でございます。ここに3項目一応記載をさせていただきましたが、この合計額についてはそれぞれ基金のほうに積み立てをし、また必要分について乳幼児医療のほうの事業に充当することで繰り入れをするという作業を行ったところでございます。

7節の土木費雑入につきましては、河川占用料、都市計画図等の売りさばきの代金でございます。

52ページ、53ページをお願いいたします。

8節の消防費雑入につきましては、山梨県消防広域化推進協議会の解散に伴います負担金の返戻金等、その他共済制度の加入事務費等の収入となっております。

9節の教育費の雑入につきましては、小・中学校の給食費が主な収入となっております。不納欠損額の103万9,864円と収入未済額608万9,232円につきましては、同じく小・中学校の給食費の内容となっております。給食費の単価としましては小学校が4,200円、中学校4,700円ということでそれぞれ徴収をさせていただいております。このほかにふれあい文化館の電気使用料、これにつきましては指定管理者であります財団法人の山梨文化学習協会のほうから電気料相当額を収入したところでございます。

次の2目の滞納処分費については収入がございませんでした。

3目の過年度収入としまして54ページ、55ページのほうをお願いいたします。

1節の社会福祉費の負担金の過年度収入についても収入がありませんでした。

2節の児童福祉費の負担金の過年度収入につきましては、児童手当の国庫支出金の過年度分の収入でございまして、487万5,653円でございます。

以上が20款までのご説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（有泉庸一郎君） 説明が終わりました。

これより第20款について質疑を行います。

質疑ございますでしょうか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 46、47ページで先ほどのくどいようですが、売りさばき手数料が1,460円の調定額より多く入ってしまったということで、参考までにお聞きしますが、今度は平成25年度にこれは当然調定は起こすわけですよ。それで起こすけれども、この額はもう24年度に入ってしまったということで、これ処理上、収入未済額という形で来年度出

てくるのでしょうか。どういう処理になるわけでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 鈴木会計管理者。

○会計管理者（鈴木澄雄君） 新年度におきまして予算上の振りかえを行いますので、未収は出ておりません。

○委員長（有泉庸一郎君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 振りかえをしてつじつまというか額が同じになると、こういうことですが、いずれにしても、同時調定でやらなければ本来はおかしいわけですから、同時調定でやればそういう年度をまたいで調定額よりたくさん入ってしまうなんていうことは普通はそんな会計はないわけですので、きちんと調定を起さなかったということがこういう結果になったわけですから、そういう現課、課税というか収入を取るほうの課のほうで支払い調書をつくったときに一緒に調定書も起こして回すということを事務を徹底して、こういうことの起きないようにしていただきたいと思います。これは要望でいいです。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） これで第20款諸収入についての審査を終了します。

次に、第21款市債について説明を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） それでは、21款市債についてご説明をさせていただきます。

54ページ、55ページをお願いいたします。

市債の収入済額につきましては25億360万円でございます。まず、1目の総務債の2節臨時財政対策債につきましては7億円の収入となっております。平成24年度につきましては発行可能額はおおむね14億円でしたが、発行を7億円に抑制をしたところでございます。

続きまして、5目の農林水産業債、3節の農業農村整備事業債につきましては、平成24年の3月の補正対応分ということで、国の第4次の補正によりまして制度化されました農業体質強化基盤整備促進事業補助金を活用しまして実施する農道、水路の改良工事、これの市費の負担分へ充当するものでありまして、平成24年～23年度から繰越明許された事業の起債でございます。収入につきましては農地等の土地改良事業に6,900万円、農業振興の一般農業振興費としまして300万円、合計で7,200万円の地方債を発行したところでございます。

続きまして、7目の土木債、1節の道路橋梁事業債につきましては、辺地債としまして下芦沢道路改良事業に充当したものでございます。2,350万円の起債発行となりました。2節の都市計画事業債600万円につきましては、下水道の官渠耐震化工事2,000万円事業のうち国庫補助金を控除しました地方負担分の1,000万円、これの60%を一般会計から基準で繰り出すということができる事業を採択しまして、緊急防災減債事業債の項目としまして600万円発行したところでございます。

9目の教育債、1節の学校施設整備事業債、これにつきましては国の第3次補正を活用しまして前倒し実施する玉幡中学校のプール改築工事、これの補助金を除いた市負担分への市債の発行でございます。やはりこれも24年度に繰越明許された事業でございますが、1億370万円地方債を発行しました。これも同じく緊急防災減債事業債ということで項目的には発行を許されたものでございます。

続きまして、12目の合併特例債につきましては15億9,840万円の発行額でございます。ここで調定額のほうをごらんいただきますと、27億6,020万円ということで発行の予算を計上したところではございますが、やはりこれも元金臨時交付金に充てる事業に対します地方債の発行ということで、繰越明許させていただいた関係で収入が15億9,840万円ということで決算をさせていただいたところでございます。

以上の借入れによりまして、平成24年度末の一般会計の資産の現在高は決算審議資料のほうでもご説明を申し上げました合計で277億9,048万5,000円ということになったところでございます。

以上、市債までの発行額の説明とさせていただきます。ご審議のほうよろしく願いをいたします。

○委員長（有泉庸一郎君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はございませんか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 1つ確認ですが、臨時財政対策債14億円発行ができるという、もらったけれども半分ですか、7億円。実際発行したものは7億円ということですが、当然臨時財政対策債ですから減収補填債と同じように認められた額を丸々起こした場合でも、その額の元利償還金は全て100%交付税算入、基準財政需要額のほうにカウントされるということで市の持ち分はないわけですがけれども、半分にしてしまっても、当然その財政需要額のほうに

カウントはされると。14億円分の元利償還金ということでされるとということで、市としてはその分がかなり財政的にむしろ得になるということで発行額を半分にしているということで解釈でよろしいでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 委員の申されるとおり、本来発行14億円でできるという中で7億円を財源留保したということで、臨時財政対策債につきましては財源不足額を本来交付税で措置される金額を地方債を発行して国のほうで認めて借金をするというような流れになっておりますので、あくまでもこの臨時財政対策債につきましては地方債を発行する自治体の負債額であるという観点の中でこの発行額を抑えていくということで7億円を留保させていただいたという状況がございます。これにつきましては財政指標のほうには当然14億円という発行可能額でそれぞれ財政指標のほうは計算されますので、財政指数については健全化がより保たれていく方向にはございますが、今後非常に厳しい財政状況の中でどのくらいの留保額が出てくるかというのは非常に難しいところではございますが、できるだけ満額発行せずに留保できるような格好で臨時財政対策債のほうは考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（有泉庸一郎君） なければ、これで第21款市債についての審査を終了いたします。

以上で歳入の審査を終了し、一般会計決算審査は終了しました。

これより本委員会に付託されました認定第1号 平成24年度甲斐市一般会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 22番、日本共産党甲斐市議団、樋泉でございます。

認定第1号 平成24年度甲斐市一般会計歳入歳出決算認定の反対討論を行います。

本決算は、歳入歳出それぞれ256億6,396万、241億623万になっております。市税または市債のうち臨時財政対策債、起債期限が延長されました合併特例債が減額、国・県支出金も減額、一方、地方交付税が増額をされている。このことが市の財政を支えているのではないか

と考えております。

そのほか資産家優遇税制の株式譲渡所得も盛られ、特定扶養控除の縮減、年少扶養控除の廃止等が市民の増税につながっております。また、地方消費税も一般市民が負担したものであります。

雑入では、公営賭博の競輪場外車券、また競艇場の舟券、オートレース場の場外車券売上金等が執行されているのも納得できません。

公共事業の財源不足から安易に市債発行も今後慎重に行うべきではないかと思えます。もちろん財政の厳しい中でございますので、この点のやはり配慮をお願いしたいと思えます。

歳出では、教育費、民生費を初め市民の要求に沿う予算執行が見られ評価をいたします。反面、農林水産費、それから商工費の減額は政府が参加を進めているTPP（環太平洋連携協定）に移行して甲斐市の農業、商業を守る予算執行とは言えないのではないのかというように思います。また、民生費も年金を初め障害児福祉手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の引き下げを初め、各種使用料、手数料の見直しが行われております。政府は今後年金支給の年齢の引き延ばしや介護保険料、後期高齢者保険料の引き上げ、10%の消費税の増税など国民生活を日本経済も破壊をするような社会保障の改悪と増税を進めております。甲斐市政が市民の命と暮らしを第一に、安倍内閣の国民いじめの政治から市民を守る防波堤になるよう切望いたしまして、反対討論といたします。

以上。

○委員長（有泉庸一郎君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） ないようです。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

本案は起立により採決します。

本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（有泉庸一郎君） 着席ください。

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、本日の審査を終了し、散会とします。

明日から29日まで土日のため休会となります。明けて30日は午前午前9時30分より再開します。

なお、ここで議長より皆さんにお願いがあるそうですので、議長、お願いします。

○議長（藤原正夫君） 別に賛成討論じゃないですから。

じゃ、ちょっとお願いというか報告ということですけども、実は昨日市長のほうから皆さんの各会派室には29日の国文祭ダンススポーツフェスティバルの案内が行ったと思います。ということで市長のほうから全国各地から出演者が来るということで、できれば議員さん、また部長さん方々、席が今回2階の席が250席、下のほうは300席だそうです。全国から来るということで空白にはいけないということで、何とか協力をお願いしたいということで、議員さんにつないてくださいということで要請がかかりましたので、その報告でございます。よろしくをお願いします。

ちよと私ごとですけども、私はちょっと29日が公務が重なりまして欠席ですけども、その点もよろしくお願いいいたします。ちょっと関東会のほうで東京のほうへ行くということですからお願いします。

以上です。よろしくをお願いします。

○委員長（有泉庸一郎君） 今議長より要請がありました。よろしくをお願いします。

それでは、以上で散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時37分